

令和8年大網白里市議会第1回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和8年3月5日（木曜日）午前9時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

上 代 和 利	委 員 長	斉 藤 完 育	副委員長
森 建 二	委 員	佐久間 久 良	委 員
宮 間 文 夫	委 員	岡 田 憲 二	委 員

出席説明員

教 育 長	川 崎 宏 薫		
教 育 委 員 会 管 理 課 長	石 原 治 幸	管 理 課 主 幹	石 井 稔
管 理 課 副 課 長	大 塚 隆 一	管 理 課 主 査 兼 総 務 班 長	飯 高 芳 志
管 理 課 主 査	栗 原 潤		
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	鈴 木 正 典	生 涯 学 習 課 副 課 長	佐 藤 淳 司
生 涯 学 習 課 主 査 兼 生 涯 学 習 班 長	武 田 剛 朗	生 涯 学 習 課 ス ポー ツ 振 興 室 長	高 山 公 男
生 涯 学 習 課 図 書 室 長	佐久間 直 美	生 涯 学 習 課 中 央 公 民 館 長	佐久間 勝 則
生 涯 学 習 課 中 部 ミ ュ ニ シ ョ ナ ル 所 長	佐久間 貞 行	生 涯 学 習 課 白 里 公 民 館 長	山 本 敬 行
市 民 課 長	戸 田 裕 之	市 民 課 副 課 長	内 山 悟
市 民 課 副 課 長	千 葉 利 憲	市 民 課 主 査 兼 国 保 班 長	古 内 奈 緒 子
市 民 課 主 査 兼 高 齢 者 医 療 年 金 班 長	渡 邊 隆	市 民 課 主 査 兼 市 民 班 長	加 藤 源 一
市 民 課 主 査 兼 戸 籍 班 長	久 保 美 輪	市 民 課 白 里 出 張 所 長	山 本 敬 行
健 康 増 進 課 長	渡 邊 公 一 郎	健 康 増 進 課 副 課 長	川 寄 亜 希 子
健 康 増 進 課 主 査 兼 成 人 保 険 ・ 予 防 班 長	多 部 明 子	健 康 増 進 課 主 査 兼 母 子 保 健 班 長	山 本 雅 子
参 事 （ 社 会 福 祉 課 長 事 務 取 扱 ）	糸 日 谷 昇	社 会 福 祉 課 副 課 長 兼 社 会 福 祉 班 長	齋 藤 康 弘
社 会 福 祉 課 主 査 兼 保 護 班 長	古 内 崇 介	社 会 福 祉 課 主 査 兼 障 が い 福 祉 班 長	内 山 浩 二
社 会 福 祉 課 主 査	百 瀬 博 隆		

子育て支援課長	北 田 和 之	子育て支援課副課長	加藤岡 裕 二
子育て支援課主査 兼 保 育 班 長	山 田 良 人	子育て支援課主査 兼 児 童 家 庭 班 長	佐 藤 真 一
子育て支援館館長	鰐 淵 豪 人		
高齢者支援課長	深 山 元 博	高齢者支援課副課長	稲 生 靖 行
高齢者支援課主査 兼 介 護 保 険 班 長	島 田 洋 美	高齢者支援課主査 兼 高 齢 者 支 援 班 長	内 海 淳
高齢者支援課主査	高 山 育 男		
参 事 (国保大網病院 事務長事務取扱)	安 川 一 省	国保大網病院副事務長	子 安 浩 司
国保大網病院主査 兼 管 理 班 長	花 澤 勇 司	国保大網病院主査 兼 医 事 班 長	松 戸 武 宣

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第 1 開会

第 2 委員長あいさつ

第 3 協議事項

(1) 付託議案の審査及び令和 8 年度当初予算概要の説明聴取について

- ・議案第 19 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(大網病院)
- ・議案第 21 号 大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について (生涯学習課)
- ・議案第 24 号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢者支援課)
- ・議案第 26 号 大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について (子育て支援課)
- ・議案第 27 号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について（子育て支援課）

- ・議案第 28 号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て支援課）
- ・議案第 29 号 大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て支援課）
- ・議案第 30 号 大網白里市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（子育て支援課）

第 4 その他

第 5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（斉藤完育副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前9時00分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（斉藤完育副委員長） はじめにに委員長からご挨拶をお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） 皆様、おはようございます。

改めましてご苦勞様でございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は、議案8件と新年度予算の聴取となります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。

なお、本日もA I 反訳システムを使用しますので、皆さん、必ずマイクの使用をお願いいたします。

○副委員長（斉藤完育副委員長） ありがとうございます。

続きまして協議事項に入らせていただきます。委員長、司会をお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） 本日の出席委員は5名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

傍聴希望者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） ないようですので、次に進めます。

◎付託議案の審査及び令和8年度当初予算概要の説明聴取について

○委員長（上代和利委員長） これより付託議案の審査及び令和8年度当初予算概要の説明聴取を行います。

審査にあたっては、各課から付託議案及び新年度予算の概要について説明を受け、す

すべての課の説明終了後に付託議案の採決を行います。

なお、新年度予算の概要については説明の都度、取りまとめを行います。

また、説明の順番については、次第に示したとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、教育委員会管理課を入室させてください。

(教育委員会管理課入室)

○委員長（上代和利委員長） はい管理課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いをいたします。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いをいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いをいたします。

はじめに、課長からですね、職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○石原治幸教育委員会管理課長 管理課でございます。

職員の紹介をします。

川崎教育長でございます。

○川崎宏薫教育長 よろしくお願ひします。

○石原治幸教育委員会管理課長 私の隣から順に学校教育室主幹の石井でございます。

○石井 稔管理課主幹 石井です。どうぞ、よろしくお願ひします。

○石原治幸教育委員会管理課長 隣が副課長の太田です。

○太田隆一管理課副課長 太田です。

○石原治幸教育委員会管理課長 隣が総務班長の飯高です。

○飯高芳志管理課主査兼総務班長 飯高です。よろしくお願ひいたします。

○石原治幸教育委員会管理課長 隣が学校教育室主査の栗原でございます。

○栗原 潤管理課主査 栗原です。よろしくお願ひいたします。

○石原治幸教育委員会管理課長 私、課長の石原です。よろしくお願いします。

それでは着座にて説明させていただきます。

それでは管理課が所管する令和8年度当初予算の概要についてご説明申し上げます。

資料1ページから4ページまでの総括表をご覧ください。

はじめに歳入ですが、1ページ下段、総額は2億4,172万円で、前年度に比べ2億2,343万6,000円、1,222.0パーセントの増額となっております。

次に歳出ですが、4ページ中段、総額は12億8,649万4,000円で、前年度に比べて4億4,833万3,000円、53.5パーセントの増額となっております。

特筆すべき事業内容といたしましては、4ページ中段をご覧ください。

主な事業といたしまして四つの事業を挙げさせていただいております。

一つ目として、小・中学校校舎内の照明をLED照明機器へ更新するための工事を実施します。

今年度において設計業務を完了しており2ヵ年にわたり工事を行います。

令和8年度においては、瑞穂小学校並びに増穂北小学校の2校、中学校3校を実施いたします。

二つ目として、瑞穂小学校多目的室の特定天井対策及び雨漏り対策のための屋根改修工事を実施いたします。こちらも今年度において設計業務を完了しております。

三つ目として、老朽化による安全性の確保が難しく長年、懸案でありました大網中学校の運動場に繋がる連絡橋について解体工事を実施いたします。

四つ目として、GIGAスクールに関し、小中学校の1人1台端末の更新並びに授業支援システムの更新を実施いたします。

続いて歳入について主な事業を説明いたします。

資料の5ページ、6ページをご覧ください。

5ページ、8番の特別支援教育就学奨励費補助金、こちらは小学校分となります。

また14番の特別支援教育就学奨励費補助金、こちらは中学校分となりますが、どちらも特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して必要な経費の一部支援の事業を行っ

ており、この事業に対する国からの補助金となっております。

次に21番の小学校学校給食費無償化対策事業補助金につきましては、国が進める公立小学校学校給食費の無償化事業の実施に伴い、県補助金を活用した第三子以降の小学校給食費無償化事業は令和7年度をもって終了となり、6ページ、22番の小学校給食費負担軽減交付金として新たに県補助金が交付されることとなりました。

また、24番の中学校学校給食費無償化対策事業補助金については、本年度と同様に県補助金を活用し第三子以降の給食費無償化を実施してまいります。

続いて歳出について主な事業をご説明いたします。

以後、小学校と中学校で同じ事業名である場合がございますのでページが前後することもあります、ご了承くださいと思います。

それでは資料飛びまして9ページ、10ページをご覧ください。

教育委員会運営費ですが、教育委員会事務局としての運営に関する費用を計上しており、教育委員をはじめ、学校のあり方検討審議会等の委員報酬や山武郡市広域行政組合負担金などの予算となっております。

主に山武郡市広域行政組合負担金の増額により、前年度に比べて121万1,000円、7.9パーセントの増となる1,651万3,000円を計上しております。

次に15ページ、16ページをご覧ください。

小中学校 I C T 推進事業については、教員が使用する統合型校務支援システム並びに校務パソコンの賃貸借料やシステム利用料、保守料などの予算となっております。

前年度とほぼ同額の4,070万8,000円を計上しております。

次に19ページ、20ページをご覧ください。

G I G A スクール推進事業については、先ほど特筆すべき事業の内容において申し上げましたが、令和2年度に整備を行った1人1台端末の導入から5年が経過し、機器の老朽化が懸念されることからG I G A 端末機器の更新を予定しております。

また、令和6年10月から教職員の負担軽減や I C T 活用指導能力の向上を図るため専門性の高い I C T 支援員による支援を行い、学校 I C T 支援業務委託料を計上しております。

このほかにも教職員の働き方改革並びにD X化を推進するため、今年度から大網中学校に採点ソフトを試行的に導入いたしました。

令和8年度からは全中学校に導入するための使用料を計上いたしました。

このことから前年に比べて2億794万4,000円、1,775.8パーセントの増となる2億1,965万4,000円となっております。

次に25ページ、26ページをご覧ください。

遠距離通学対策費につきましては、大網小学校で運行しているスクールバスに関わる経費を計上しており、前年度に比べて80万円、29.8パーセントの増となる348万7,000円となっております。

主な増額の要因については、バス運行委託料の値上がりに伴い送迎バス運営事業補助金が増額しております。

次に27ページ、28ページをご覧ください。

小学校施設整備事業については、先ほど特筆すべき事業内容の中で申し上げました照明器具L E D化工事、それと瑞穂小学校多目的屋根改修工事に関わる予算を計上しており、前年度に比べて1億359万6,000円、175.8パーセントの増となる1億6,251万8,000円となっております。

次に33ページ、34ページをご覧ください。

小学校教育振興費については、事業用の消耗品や各種学習活動の助成に関わる予算で前年度に比べて64万3,000円、7.4パーセントの増となる935万3,000円を計上しております。

主な増額の要因については、社会科副読本を3年ごとに作成していることから印刷製本費が増額しております。

一方で中学校の教育振興費については、資料飛びまして、53ページ、54ページになります。

前年度に比べて44万9,000円、4.5パーセントの減となる945万6,000円を計上しております。

主な減額の要因については、生徒数の減少に比例して減額となっておりますが、中学校

の校外活動助成交付金は同額としております。

次に資料を戻りまして35ページ、36ページをご覧ください。

小学校就学援助事業については、経済的な理由から就学が困難な子どもの保護者に対して必要な学用品費等を支給する予算を計上しております。

小学校給食費の無償化に伴い対象者に対する費用の減少を見込んでおり、前年度に比べて988万1,000円、46.8パーセントの減となる1,124万9,000円を計上しております。

一方で中学校就学援助事業については資料飛びまして、55ページ、56ページになります。

こちらは対象者に対する費用の増加を見込んでおり、前年度に比べて169万1,000円、10.9パーセント増となる1,718万5,000円を計上しております。

次に資料戻りまして、37ページ、38ページをご覧ください。

小学校特別支援教育事業ですが、先ほど歳入の説明でも触れましたが、特別支援学級に在籍する子供の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給しております。

対象者の増加を見込んでおり、前年度に比べて86万4,000円、27.1パーセントの増となる405万6,000円を計上しております。

一方で中学校特別支援教育事業については、資料飛びまして、55ページ、58ページになります。

こちらでも対象者の増加を見込んでおり、前年度に比べて88万8,000円、29.7パーセントの増となる387万6,000円を計上しております。

次に資料戻りまして、39ページ、40ページをご覧ください。

国において令和8年度から全国の公立小学校を対象とした給食食材費相当額の負担軽減策として実質的な無償化を実施する方針が示されたことから、所要額を計上いたしました。

なお、国からの交付金につきましては、児童1人月額5,200円が統一額となっておりますので、物価高騰の影響による本市の給食費6,430円との差額1,230円が生じることとなります。

制度上は、保護者からの負担をいただくことも可能であります。本制度の趣旨を鑑み、

子育て支援策の一環として保護者に負担を求めることなく市において負担することといたしました。

前年度と比較して1億208万3,000円、55.4パーセント増となる2億8,639万7,000円を計上しております。

また、中学校給食事業につきましては、資料飛びまして、59ページ、60ページをご覧ください。

中学校給食事業は国から無償化の方針が示されておきませんので、今年度と同様、保護者負担を生徒1人月額5,200円とし、物価高騰の影響による本市の給食費7,450円との差額2,250円については給食食材費の購入補助事業を継続いたします。

また、千葉県の補助金を活用した第三子以降の学校給食費無償化事業も引き続き実施いたします。

前年度と比較して501万4,000円、5.2パーセント増となる1億90万7,000円を計上しております。

次に資料戻りまして、43ページ、44ページをご覧ください。

中学校管理費については、学校教育環境の維持運営に関わる費用を支出しております。前年度と比較して297万6,000円、4.3パーセント増となる7,265万3,000円を計上しております。

主な増額の要因については、修繕料、施設管理委託料の増額によるものです。

次に、47ページ、48ページをご覧ください。

中学校施設整備事業については、特筆すべき事業内容の中で申し上げました、照明器具LED化工事、大網中学校運動場連絡橋解体工事に関わる予算を計上しており、前年度に比べ4,383万8,000円、33.1パーセントの増となる1億7,620万円を計上しております。

次に、資料飛びまして61ページ、62ページをご覧ください。

幼稚園施設整備事業については、本年度で資格を持つ職員により照明器具LED化工事が完了したことから、前年度と比較して336万2,000円の減額となっております。

次に63ページ、64ページをご覧ください。

幼稚園管理費については、光熱水費をはじめ施設管理に必要な業務委託料など教育環境の維持運営に関する予算となります。

前年度と比較して21万9,000円、3.4パーセントの減となる669万4,000円を計上しております。

なお、令和6年度決算で約200万円、さらに令和7年度当初予算で約200万円の減額となっておりますが、こちらは白里幼稚園、大網幼稚園の閉園に伴うものでございます。

以上が主な予算の説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要についてご質問等があればお願いをいたします。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様でございます。今年は特に管理課さんの予算が全体的には非常に増えているという意味では好ましい流れですし皆様の頑張りなんだろうと思います。

私は、19ページ、20ページのGIGAスクールでいわゆる端末購入が主だったものだと思うんですが、台数とかって全部で何台になっているんですしたっけ。

○委員長（上代和利委員長） 栗原さん。

○栗原 潤管理課主査 こちらのGIGAスクールの1人1台端末でございますが、台数は全体で3,237台を予定しております。その内訳ですけれども、小中学校の児童生徒用の端末としまして2,815台、そして、教師が使うもの、あるいは予備として学校で保有するものとして、これを別途422台予定しております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。

ちなみに、端末の機種としては前回と同じタイプになるんですかね。

○委員長（上代和利委員長） 栗原さん。

○栗原 潤管理課主査 今現在、小・中学校で使っておりますのがグーグルのクロームOSですね、クロームブックを使っておりますので、その学びの継続性を考慮しますと同様に

またクロームブックで更新したいと考えております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。

引き続き、すごく有効に使われているというふうに聞いてますので引き続きよろしくお願いいいたします。

それと39ページ、40ページの小学校の給食事業、国が最大5,200円ということで伺って、大網白里市は全般6,430円で差額が市の負担という形になる形でこれはそうですね、父兄の負担をなくすという方向ですよ、そうなりますと中学校は、まだ国が方針を示していないので何とも何ともあれですが、現状って結局、県がやってる第三子のものだけだったのが、全額の負担という形になるという形になると思うんですが、これ交付税措置になるんでしたっけ、いわゆる財源としては。

○委員長（上代和利委員長） 栗原さん。

○栗原 潤管理課主査 国、県の方から1人当たり5,200円ですね、これ小学校でございですが、これが補助されまして、この内訳としましては、2分の1が国庫補助そして残り2分の1が都道府県からで、その2分の1が結果として国の方から県の方に交付税措置されるという、そのような内容になっております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ぜひ、ゆくゆくはこうなるだろうなというふうには言われておりましたが、改めてこうなりましたので、市の負担分も含めて大変かと思いますが、引き続きやっぱり今子育て支援、小学校のお子さん方、お父さん方大変ですのでよろしくお願いします。

最後ですが、47ページ、48ページの中学校施設整備事業について、LED化の一部と、あとは大網中学校の寿橋の件です。多分これ私も含めて他の委員も、大変、寿橋がどうなるか

というのは気にしていることですが、解体の先というのは今時点でどういうふうにお考

えでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 まずは、毎回のように議会からありました、危険物は早期についてということで、今回の場合は、一応、今まで設計、寄付をいただいたんで、どういう状況かわからないんで設計からということだったんですが、早期についてということで設計はなしにして、見えてる部分を早期にやるという、なので工事の方になってます。

その先なんですけど、まずは撤去して、橋を付けるという予定はありません。

ただ、交通の関係で東金警察の方には、それこそ1ヶ月前に教育長含めて何かしら対策できないかということでお願いはしています。

あとは内部として建設課と安全対策課で、いろいろ看板をつけるだとか路面を再表示するっていうのを4年前とかにやってるんで、さらにもし薄くなったりすれば、追加でお願いしようかと考えております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 今の時点で橋を新たにかけるということは、ちょっと財政上考えられないという考えでよろしいのでしょうか、ある意味、仕方がないかなと思うんですが、この辺りは多分他の委員からも質問があるのかもしれない。

特に工事期間中の事故の恐れもありますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

斉藤副委員長。

○副委員長（斉藤完育副委員長） すいません、ありがとうございました。

一点だけ、51ページで中学校の教材購入費がですね、これ、年々というか減少してきているのかなと思うんですが、こちらは先ほど課長からあった生徒数の減少というような主な要因になるんでしょうか、それとも何か他に要因があるんでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 生徒数の減少もあるんですけど、あと学校から要望があっ

たものを精査して、例えば、今回少なくなってるんですけど、机、椅子については計画的に財政と話して計画的に購入するっていうのもありますし、あとは、工事等があった場合、入札の執行残、それがあった場合に、その執行残を使わせてもらって、翌年度じゃなくて、必要によっては、翌年度になると手に届くのがやっぱり5月、6月、4月とあれするんで、もし財政の方で許していただければ執行残を使って購入っていうことがあるんで、確かに児童生徒減ってるんで、その辺は減ることもありますけども、その辺は調整をして行っております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

齊藤副委員長。

○副委員長（齊藤完育副委員長） ありがとうございます。必要なものというか、というのは大切にされた方がいいかなと思い、すいません、一点と言ったんですが、もう一点だけ、すいません、先ほど森委員からのGIGAスクールの端末のものの関連なんですけれども、ちょうど今年が、その切り換えの時期だということですが、これまでというか、ちょっと不具合というか具合が悪い端末というのが結構あって学校でそれを修理したり、していたようなんですが、この新しくするものの耐久性というか、何年ぐらい使うというイメージでいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 栗原さん。

○栗原 潤管理課主査 こちらの新しく更新する端末につきましては、基本的には5年間を予定しております。端末の状態によりまして、若干1年ほど延長する可能性もなくはございませんが、やはりこのいわゆるモバイル機器ですね、バッテリーを使って使用する端末でありますので、大体そのバッテリーの寿命ですとか、そこら辺のことを考慮しますと概ね5年が基本かなと考えております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 齊藤副委員長。

○副委員長（齊藤完育副委員長） ありがとうございます。これ結構、例えば不具合が各学

校で何台ぐらいあるとか、そういうのって常に把握されているような状況でしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 栗原さん。

○栗原 潤管理課主査 学校の方ですね、管理台帳を用意しまして、端末の管理の方は常に行っているところです。各学校に予備の端末というのが結構、数ございまして、もし子どもたちがうっかりして壊してしまったなど、そういう時につきましては、その予備を使いまして、その間に教育委員会の方に壊れた端末回収しまして、修理できそうなものは修理へ、一部端末を保守を入れてますので、そういった補償の対象になるものについては業者に修理を依頼する、そして、あまりにも修理費がかかりそうだというものにつきましては、予備の台数の範囲内で修理せずにそのまま保管するといった、そういった管理の仕方をしております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 斉藤副委員長。

○副委員長（斉藤完育副委員長） ありがとうございます。

実際にちょっと私の近いところで何か上手く例えば起動しないとかですね、でもそういう時に、すぐに交換とかっていうには至らずに起動が遅いのはしょうがないからっていうようなことがあったりしたような、今、お話いただいたように管理していただいているということであれば引き続き、その辺り、おそらく台数もね2,815台ということで多いですし、小さな子どもから中学校3年生までいる中で使い方だったりとか、いろいろあると思うので、そのあたりの管理をしていただければなと思います。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私の方からはですね施設整備費、基本的に今回LED、27とか28、中学校の方では47、48ですか、基本的にはLED照明に切り替えるということだったんですが、これ以外って基本的に今、小中学校の方から要望とかそういうのも上がってきていないんですか、これを改善して欲しいだとか、そういう問題ってのは、特に教育委員会の方では

考えていないんですか、修理が必要なものっていうのはここだけなんでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 石原課長。

○石原治幸教育委員会管理課長 現状では修繕費も一応予算盛ってまして、大規模なものは、このように上がってますけど、細かいものも一応入ってまして、あとは本当に随時、何かあったら、管理課に連絡あったら現場を見に行って、みずから職員が直せるものは直したり、そうでないのはすぐ委託すると、もし、お金が足りない場合はすぐに財政課の方に相談して、対応してる状況です、なのでそのまま放置するということはありません。

大規模なものは、すぐにはできないものは次年度予算に計上して財政と協議するというような流れを作っております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

よろしいですか。

他になれば、管理課の皆様、ご苦勞様でございました。退席いただいて結構でございます。

（教育委員会管理課退室）

○委員長（上代和利委員長） それでは、管理課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はございませんか。

森委員。

○森 建二委員 今回、特にG I G Aスクールに関わる予算が国の予算ですけれどもすごく大きいので、ぜひ有効に活用いただきたいというような意味合いのことを付け加えていただけるといいのかなと思います。

○委員長（上代和利委員長） ありがとうございます。他にございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私の方からはですね、特に来年度、次年度、4月から始まる学校給食の

問題をね、なかなか市としても持ち出し分も多いというのも伺っていますんで、そういう中でも、これ以上、保護者に対する負担をかけないように大変でしょうけど頑張っていたきたいと、そしてさらには、私自身では中学校までそれをつなげていただきたいということも要望したいと思います。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（上代和利委員長） 以上で、管理課のですね、新年度予算に係る概要聴取を終了といたします。

・議案第21号 大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○委員長（上代和利委員長） 次に、教育委員会、生涯学習課を入室させてください。

（教育委員会生涯学習課入室）

○委員長（上代和利委員長） 生涯学習の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまより、当常任委員会に付託をされました議案第21号、大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭をお願いをいたします。

説明終了後に各委員から質問があった際は、必ず挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクの使用をお願いします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき議案の説明を開始してください。

課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 生涯学習課です。

川崎教育長には引き続き同席していただいております。

本日の出席者を紹介いたします。

私の隣から、副課長の佐藤です。

○佐藤淳司生涯学習課副課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 生涯学習班長の武田です。

○武田剛朗生涯学習課主査兼生涯学習班長 よろしくお願ひします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 スポーツ振興室長の高山です。

○高山公男生涯学習課スポーツ振興室長 高山です。よろしくお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 後列、向かって左手から中央公民館館長の佐久間です。

○佐久間勝則生涯学習課中央公民館長 佐久間です。よろしくお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 白里公民館長の山本です。

○山本敬行生涯学習課白里公民館長 山本です。よろしくお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 中部コミュニティセンター所長の佐久間です。

○佐久間貞行生涯学習課中部コミュニティセンター所長 佐久間です。よろしくお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 図書室室長の佐久間です。

○佐久間直美生涯学習課図書室長 佐久間です。よろしくお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 最後に課長の鈴木です。それでは着座にて説明の方させていただきます。

議案第21号、大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

はじめに、改正の趣旨であります、生涯学習課が所管している公民館運営審議会及び図書室協議会を廃止し、それらが担っていた役割を社会教育委員の職務に追加するため関係条例について所要の改正をしようとするものです。

次に、改正の概要であります、生涯学習課が所管している公民館運営審議会及び図書室協議会については、社会教育委員と公民館運営審議会、図書室協議会それぞれの委員が重複していること、また、各会議の開催時期、会議の議題なども重複していることから委員の負担軽減、職員の事務の合理化を図るため公民館運営審議会及び図書室協議会を廃止

し、社会教育委員の会議に統合しようとするものです。

今回の改正は、(1)の大網白里市社会教育委員に関する条例の本則と附則の一部を改正することで、(2)から(4)の関連するそれぞれの条例についても新旧対照表のとおり条例改正が及ぶ手法を採用しております。

施行日につきましては令和8年4月1日からとなります。

議案第21号の説明は以上となります。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明がありました議案についてご質問等あればお願いをいたします。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。今までのものでいうと社会教育委員が12人以内、図書室協議会が10人以内、これが新しく社会教育委員の16人ということになるということですが、費用的には、どのような形になるのでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 予算面につきましては、公民館運営審議会の委員報酬が、8万6,000円減、図書室協議会の委員の運営保守が7万4,000円の減、16万円の減となりますが、社会教育委員の方に図書室協議会から2名、公民館運営審議会から2名来ていただいて、16名以内となっておりますが、その16名を委員報酬が、もともとの委員報酬より7万3,000円増となりますので、差し引きで生涯学習課全体としては8万7,000円の減額となります。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 わかりました、ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私からもですね、先ほど社会教育委員と公民館運営協議会そして図書室協議会が重複してらっしゃる人たちがいらっしゃるということだったんですが、これ、ど

のくらい重複して、どのくらいが兼務したと言い方がいいというふうに思うんですが教えていただきたいということと、あとこれちょっと委員長にお願いしたいんですけども、今、報酬だとか費用弁償の話が今出されたと思うんですが、その一覧表をすべて文教関係だけでもいただけないかというふうに思っています。とりあえずその二点伺いたいんですけども、お願いしたいんですけども。

○委員長（上代和利委員長） まず一点、先の説明だけ、鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 重複している委員ですが、公民館運営審議会委員 8 名委員がいるうち 4 名、図書室協議会委員 7 名の委員がいるうち重複しているのは 2 名となっております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 あとそれとですね、この場合、また重複、ひとつにされるということで、会議の回数とかは、現在どのくらい、減るということかということと、あと、この場合、費用弁償等は発生していなかったのかどうかもう一つ、一点確認したかったのと、あともう一つ学識経験者とかそれ以外の委員っていう方がいらっしゃると思うんですが、今その割合等は今後どうなることになるんでしょうか。教えてください。

○委員長（上代和利委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 会議につきましては、社会教育委員の会議は年 3 回、公民館運営審議会は年 2 回、図書室協議会は年 2 回やっております。

従いまして公民館運営審議会から 2 名、社会教育委員の方に入る方、図書室協議会から 2 名、社会教育委員に入る方の 4 名につきましては、例年よりも会議回数が 1 回増えるというようなことになります。

割合については、社会教育委員は現在 10 名おりますけども、学識経験者が 4 名、ボーイスカウトからの代表が 1 名、青少年からの代表が 1 名、家庭教育学級担当者が 1 名、学校長代表が 1 名となっております。そこに公民館運営審議会で重複してない方が 2 名、図書室協議会で重複してない方が 2 名入ってくると、そういうような形になっております。

社会教育委員自体が学校教育、家庭教育以外の社会教育すべてを司る組織としてのトップになるというふうに位置付けられてますので、その中にもともと公民館ですとか図書室の議論をしてる会議ですので、その中に含まれていることで、これらのもともとの会議については阻害されるようなことがないというふうには考えております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 暫時休憩で。

（午前9時45分）

（午前9時46分）

○委員長（上代和利委員長） 再開します。

ご質問はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） 続きまして、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 それでは令和8年度当初予算の説明の方にさせていただきます。

はじめに、生涯学習課の業務内容であります。生涯学習課では、生涯学習の推進、青少年の育成、地域文化の振興、生涯スポーツの推進など各種施策を生涯学習班及びスポーツ振興室にて推進しております。

また、生涯学習の機会や場所等を提供する目的として、中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンター及び図書室を有し、社会教育の推進や生活文化の向上を図っております。

それでは資料に沿って概要の方を説明させていただきます。

はじめに資料の生涯学習課生涯学習班をご覧ください。

資料 1 ページ、2 ページが生涯学習班の所掌している事業の歳入歳出予算の総括表になります。

歳入につきましては、合計617万3,000円、対前年比11.4パーセントの減額を見込んでおります。

歳入の主な減額要因ですが、雑入において令和 7 年度は文化資源と観光資源を連携、発信させることを目的としたコンテンツ作成業務に係るコミュニティ助成事業助成金200万円を計上していましたが、単年度事業であったため令和 8 年度はこの助成金は計上されておられません。

一方で、一般寄附金が前年度と比較して120万円の皆増となっております。

増額要因としましては、クラウドファンディングで寄附金を募り市指定文化財の修復作業を予定しており、その寄附金を歳入予算に計上しております。

続いて歳出につきましては、合計1,323万6,000円、対前年比3.7パーセントの微減となっております。

次に、主な事業について説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。放課後子ども教室推進事業です。

放課後子ども教室は、放課後の児童の安全、安心な居場所を設けることを目的として、小学校の余裕教室などを活用し、市内のすべての小学校区で週 2 回実施する予定であります。

令和 8 年度は前年度と比べ、28万7,000円の減額となっており、これは、放課後子ども教室の参加者の減少により、それに見合った支援員の配置とするため、その支援員数の見直しをしたことで報酬が減額となっております。

次に資料11ページをご覧ください。社会教育事務費です。

社会教育事務費につきましては、社会教育関係の会議等の開催に係る経費や社会教育事業に関する団体に事業を円滑に遂行していただくため、各団体へのサポートなどを行っております。令和 8 年度は前年度と比べ18万9,000円の増額となっております。

これは、社会教育委員会議と公民館運営審議会並びに図書室協議会において委員や会議開催時期、議題が重複していることから委員の負担や事務処理の軽減等を図るため、公民館審議会と図書室協議会を廃止し、社会教育委員会議に統合したためであります。

そのため委員が増員となる社会教育委員会議の報酬費が増額しております。

なお、公民館運営審議会及び図書室協議会は廃止となるため、中央公民館一般事務費及び図書室一般事務費に各々計上されていた委員報酬費の予算計上はありません。

また、統廃合に関する議案におきましては、今議会に上程させていただいたところであります。

次に、資料13ページをご覧ください。文化振興事業です。

文化振興事業費につきましては、文化財審議会、郷土芸能の保存、産業文化祭文化の部の開催など文化振興に係る経費を計上しております。

令和8年度は前年度と比べ189万2,000円の増額となっております。

これは先ほど歳入で述べましたがクラウドファンディングにより指定文化財、元網主斉藤四郎衛門家稲荷社の一部を修復する予定です。

修復内容としましては、稲荷社の瓦の焼き直しや石などの部材の調達を予定しております。

返礼品として御朱印や御城印の製作費、お礼状の郵送費、クラウドファンディングの代行手数料などの経費を予算計上しております。

なお、今回のクラウドファンディングでは、目標金額を120万円と設定しておりますが、目標額を超えなかった場合は、クラウドファンディングは成立しない仕組みで行うこととなっております。

また、目標金額を達成した場合でも、すべての修復費用を賄えないことからクラウドファンディングを複数回実施する予定となっております。

次に資料15ページをご覧ください。デジタル博物館事業です。

こちらは、デジタル博物館に係る経費として予算計上しております。

令和8年度は、前年度と比べ204万2,000円の減額となっております。

これは冒頭で説明しましたコミュニティ助成事業が令和7年度の単年度事業であったことから減額となっております。

続きまして、生涯学習課スポーツ振興室について説明いたします。

資料のスポーツ振興室をご覧ください。資料1ページがスポーツ振興室の所掌している事業の歳入歳出予算の総括表になります。

歳入につきましては、合計1,556万6000円、対前年比33.9パーセントの減額を見込んでおります。

歳入の減額要因ですが上段の教育使用料が792万4,000円の減額となっており、資料2ページに示すとおり各社会体育施設の使用料の予算額は前年度並みですが、アリーナについては、令和8年度に照明設備のLED化などを予定しており、工事の実施に伴いトレーニング室を除き休館とすることから使用料の減額を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、合計2億801万6,000円、対前年度比163パーセントの増額となっております。

歳出の増額要因につきましては、次の主な事業の説明と併せて説明させていただきます。はじめに資料5ページをご覧ください。競技スポーツ振興事業です。

市を代表して山武郡市民スポーツ大会や駅伝競走大会などに出場する選手の強化やサポートにより競技力の向上を図るための経費として計上しており、前年度と比べ132万3,000円の増額となっております。

これは、令和9年度に開催されるインターハイの大会運営を円滑に実施するため大網白里市実行委員会を設立し、運営等に係る経費を補助金として支出するため予算計上したためです。

最後に、資料10ページをご覧ください。社会体育施設整備費です。

社会体育施設が安全、安心に利用できるよう整備費を計上しており、前年度と比べ1億3,942万2,000円の増額となっております。

これは、大網白里アリーナの照明設備LED化工事の監理業務に係る経費と施設の老朽化対策として、アリーナの屋内、屋外の照明設備LED化工事、メインアリーナ、サブア

リーナ、武道場の床の修繕、北側臨時駐車場の舗装補修工事などの経費を計上しており、このため社会体育施設整備費は大幅な増額となりました。

引き続き、出先機関であります中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンター、図書室の順に説明させていただきます。

資料、中央公民館をご覧ください。資料 1 ページが、中央公民館の所掌している事業の歳入歳出予算の総括表になります。歳入につきましては合計149万円、対前年度比0.9パーセントの減額を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、合計876万4,000円、対前年度比29.5パーセントの増額となっております。

歳出の主な増額要因ですが、上から 3 段目、中央公民館施設維持管理費が、前年度と比べ229万1,000円の増額となっており、これは隔年で実施している中央公民館の特定建築物定期調査が、令和 8 年度は実施予定であることや夜間警備業務が契約更新を迎えることから、これらの経費を計上したためであります。

続きまして資料の白里公民館をご覧ください。資料 1 ページが、白里公民館の所掌している事業の歳入歳出予算の総括表になります。歳入につきましては、合計34万7,000円、対前年度比12.3パーセントの増額を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、合計708万6,000円、対前年度比16.3パーセントの増額となっております。

歳出の主な増額要因ですが、上から 3 段目、白里公民館施設維持管理費が前年度と比べ229万5,000円の増額となっており、施設の老朽化対策としてホール及び講堂の排煙窓修理にかかる経費を計上したためであります。

また、4 段目、白里公民館施設整備費については、ホール及び事務室の床張りかえ工事が終了したことから皆減となっております。

続きまして、資料の中部コミュニティセンターをご覧ください。

資料 1 ページが、中部コミュニティセンターの所掌している事業の歳入歳出予算の総括表になります。歳入につきましては合計76万1,000円、対前年度比5.3パーセントの減額を

見込んでおります。

次に歳出につきましては、合計1,498万5,000円、対前年度比110.5パーセントの増額となっております。

歳出の主な増額要因ですが、上から3段目、中部コミセン施設管理維持費が前年度と比べ785万7,000円の増額となっております。

これは、1、2階ロビーの空調機器が老朽化により故障しており、その更新に係る経費を計上したためです。

次に、資料の図書室をご覧ください。資料1ページが、図書室の所掌している事業の歳入歳出予算の総括表になります。歳入につきましては合計9万6,000円、対前年度比500パーセントの増額となっております。

歳入の主な増額要因ですが、令和7年度は保健センター3階、視聴覚室、天井落下対策及び照明設備LED化の改修工事を行い、工事期間中は、視聴覚室の貸し出しを停止しておりました。

工事を終え、視聴覚室の貸し出しを再開したことで使用料の収入を見込んだものです。

次に歳出につきましては、合計5,950万円、対前年度比21.9パーセントの減額となっております。

歳出の主な減額要因ですが、上から1段目、保健センター施設維持管理費が前年度と比べ2,086万7,000円の減額となっており、これは先に歳入で説明しました工事が終了したためです。

なお、令和8年度は屋上の空調設備、冷却塔修繕と屋上防水改修工事を予定しております。

最後に、生涯学習課における経費の節減などについてですが、課として同種の委託業務をまとめて入札発注するなど事務の合理化と併せて経費削減に努めております。

また、各施設管理につきましては適正かつ計画的な施設整備を行うための対応方針として、社会教育体育施設長寿命化計画を策定しております。

利用者が安全で安心して施設利用できるよう本計画に基づく計画的な維持管理に努め

ております。

以上、生涯学習課の説明となります。よろしくお願いします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明がありました新年度予算の概要についてご質問等あればお願いをいたします。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。生涯学習課で12ページ、13ページ、文化振興事業で、文化財審議会さんですとか、郷土芸能、十枝の森等々、この辺りは成果がある程度見えるものだと思います。12ページの国際交流協会、国際便郵送費、この辺りの内容に具体的な成果ってどのようなものがあつたんでしょうか、お願いします。

○委員長（上代和利委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 国際交流協会につきましては、今年度、役員の体制が一掃しまして、新たなメンバーで始めております。

なにぶん新メンバーにつきましては、国際交流協会の運営というものが初めてということで、生涯学習課と様々相談しながら、各種事業、グローバルカフェですとか各種事業を行っておりますけども、まだまだこれからというように私は感じております。

しかしながら頑張っていただいていることは、私の方も理解しておりますし、これまで議会の方に陳情のあつたような事態には陥っておらず、それよりも、活動っていうか、内容的にはまだまだ評価できるとは言えませんが活動としては停滞はしておらず、前向きに進んでるというふうに評価しているところであります。

このほか、中学生を対象としたイングリッシュエアメールという事業を行っておりまして、クリスマスの時期にカナダのサンタクロースに英語で手紙を書いて、その手紙に対してサンタクロースが返信を英語でしてくるというようなことで、英語の授業の一環としてコロナ禍からこういった事業に切り替えて現在も継続しているところであります。

国際交流関係の説明については以上となります。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 数年前からいろいろ問題があつた団体かと思います、休会されたと思った

ら、また始まったということも聞いております。

持続可能な財政運営に向けた取り組みの中で、歳出面ではソフト事業の見直し、補助金、扶助費、イベント等についてサービスの受益者がごく一部に限られているものや費用対効果が認められないものについては廃止、休止も含めた見直しを行う。大体こういう補助金事業って最近結構他の市町村で多いのが3年に一度必ず見直すんですね、継続的に毎年ずっとただただ垂れ流すという形ではなく、きちんと効果があるのか、効果測定がきちんとされてないと、やはりこういった事業ってのはただただ続いていくだけのようには思います。これ国際交流協会だけに限りませんが、補助団体いろいろあるかと思いますが、ちょっとこのあたり、きちんとやってかないと、まだまだの団体になんで10万を出すのかってのはやっぱり普通考えざるをえないと思うので、きちんと効果測定をした上で、少なくとも3年に一度は、すべて見直しをするぐらいの感覚じゃないと持続可能な財政運営は難しいのではないかと思います。これは教育委員会さんだけではなくですけれども、そのあたりきちんと見ていただけますようによろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他に。森委員。

○森 建二委員 それともう一点、10ページ、スポーツ振興室の10ページで、大網白里アリーナのLED化と床修繕、駐車場等々ということで具体的にこの工事をするることによってどのような効果を見込みますか。

○委員長（上代和利委員長） 高山室長。

○高山公男生涯学習課スポーツ振興室長 効果でございますが、まずLEDにつきましてはLEDにしないともう照明がつかないというところでございます。

床につきましては、建設して20年ぐらいたちますのでその間、大規模な工事をやってなかったというところでの内容でございます。

駐車場につきましては、北側の駐車場なんですけども奥の方なんですけど、ちょっと隆起しているところもございまして。そちらの方をですね修繕をさせていただくと、長寿命化計画に則ったという形ですかね、それで工事の方させていただくという内容でございます。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 数年前にバスケットボール、最近えらく強くなっちゃったアルティériが来てくれて、すごくお客様集まったと思うんですが、残念ながらそれ以降、来ないと、で、ちょっと前にアルティériの方とお話をする機会がありまして、何で大綱に来てくれないのという話をしたら、やっぱり収容人員1,300か1,400くらいでしたっけ、結局、最大はやっぱりその収容人員だということは言われました、今から収容人員をふやすってのはこれなかなかちょっと難しい問題だとは思いますが、やっぱり一番こういった体育施設で儲かるのは、やっぱり収益を生む大会を呼び寄せることだと思うんですね、これぜひ例えば床を工事することによって何かスポーツのオフィシャルの会場にできるとか、そういったことも、ちょっとこれはもう工事始まるころなんでこれについては今さらですけども、ぜひ以降こういったことをやるにあたっては、これによって、こういった団体を呼び込める、これによって、こういったプロスポーツにも来てもらえるというようなものをぜひ考えていただいて市の財政、収入にもつなげていただければなと思います。これ要望です。よろしくお願いします。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「他になければ。最後に言うから」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） ないようですね。

宮間委員。

○宮間文夫委員 教育長さんにおかれましては、管理課さん、生涯学習課さん、それぞれの審査に同席していただいております。何かご意見がございましたら一言いただきたいと思って、お願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） 教育長。

○川崎宏薫教育長 ご指名いただきありがとうございます。

初めての、こちらの文教福祉常任委員会の方に参加させていただきますが、以前、議会の方でも話をさせていただく機会をいただきましたけれども、市のいろんな厳しい状況もありますけれども、学校教育関係、また生涯学習関係におきましても自分の中にもいろんな夢を持って、子どもたちのために、子どもたちから大人までの対する教育の推進という

ことで、いろんな夢を持っております。

また、職員ともいろんなことを語りながら、財政状況もありますけれども、それはそれなりに受けとめながら、そういったものの実現をしていきたいなと思っております。

細かいことはたくさんあるんですけども、その夢をずっと大事にしながら語り合いながら、また議員の皆様にもいろいろ相談しながらですね、市全体の教育を推進していきたいなど、強い思い、熱い思いはありますので、語れないこともあるんですけども、そういったものを少しずつ実現していきたいなと思っております。職員とともにやってきたいと思います。大ざっぱですが、以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは、生涯学習課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

（教育委員会生涯学習課退室）

○委員長（上代和利委員長） それでは生涯学習課の新年度予算について内容の取りまとめを行いたいと思いますが、ご意見等はございませんでしょうか。

（「委員長に一任します」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） 以上で生涯学習課に関する付託議案の審査と新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

今10時15分ですので25分まで休憩をさせていただいて、10時25分から市民課さんで再開したいと思います。よろしくおねがいたします。

（午前10時15分）

（午前10時25分）

○委員長（上代和利委員長） 再開します。

次に市民課を入室させてください。

（市民課入室）

○委員長（上代和利委員長） 市民課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

課長。

○戸田裕之市民課長 市民課でございます。職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって、私の左隣が副課長の内山でございます。

○内山 悟市民課副課長 内山です。よろしくお願いします。

○戸田裕之市民課長 その隣が白里出張所長の山本でございます。

○山本敬行市民課白里出張所長 山本です。よろしくお願いします。

○戸田裕之市民課長 私の右隣が副課長の千葉でございます。

○千葉利憲市民課副課長 千葉と申します。よろしくお願いいたします。

○戸田裕之市民課長 続きまして後列左から国保長の古内でございます。

○古内奈緒子市民課主査兼国保班長 古内と申します。よろしくお願いいたします。

○戸田裕之市民課長 続きまして、その隣の高齢者医療年金班長の渡邊でございます。

○渡邊 隆市民課主査兼高齢者医療年金班長 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○戸田裕之市民課長 その隣が市民班長の加藤でございます。

○加藤源一市民課主査兼市民班長 加藤です。よろしくお願いします。

○戸田裕之市民課長 その隣が戸籍班長の久保でございます。

○久保美輪市民課主査兼戸籍班長 久保です。よろしくお願いします。

○戸田裕之市民課長 最後に私、市民課長の戸田と申します。よろしくお願いします。

では着座にて説明の方に入らせていただきます。

委員長。

○委員長（上代和利委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 それでは予算の概要について説明させていただきます。

市民課では、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3つの会計に予算を計上しております。

はじめに、一般会計の歳入でございます。資料の1ページ、一般会計の総括表をご覧ください。

当課に係る令和8年度の一般会計の歳入予算額の合計は表の一番下の合計欄のとおり4億923万2,000円で前年度に比べ1,840万3,000円、4.7パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、表のナンバー3、総務費国庫補助金とナンバー6の民生費県負担金、ナンバー9の衛生費受託事業収入が増額となったためでございます。

次に歳出でございますが、一般会計の歳出予算額の合計は資料2ページ表の合計欄のとおり11億5,500万3,000円で前年度に比べ5,394万1,000円、4.9パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、資料1ページ、表のナンバー6の国民健康保険特別会計繰出金、ナンバー8の後期高齢者医療給付事務費が増額となったものでございます。

3ページをご覧ください。歳入のうち額の大きいものをご説明いたします。

表のナンバー4の国民健康保険に関わる保険基盤安定国庫負担金でございます。

中間所得者層を中心に保険税を軽減することを目的に保険税軽減となる低所得者数に応じて平均保険税の一定割合を保険者支援分として国が負担するもので5,026万円を計上しております。

同様にナンバー16に低所得者の保険税軽減に係る保険者支援分及び保険税軽減分の県負担分として1億4,686万9,000円を計上しております。

続きまして、表のナンバー7の個人番号カード交付事務費国庫補助金でございます。

個人番号カードの交付に係る会計年度任用職員の報酬や使用する機器の賃借料の費用に対して交付されるもので2,186万7,000円を計上しております。

続きまして、ナンバー11からナンバー15の国民年金にかかる事務費国庫交付金ござい

ますが市が行う国民年金の受託事務費等の経費を国が交付するもので人件費、物件費など5つの経費など合計で1,438万円を計上しております。

ナンバー19の後期高齢者医療保険基盤安定県負担金は、所得の低い被保険者に対する保険料軽減分を県が負担するもので1億2,334万8,000円を計上しております。

4ページ、ナンバー23の後期高齢者医療広域連合受託事業収入、健康診査等につきましては、市が後期高齢者医療広域連合から受託している健康診査事業の受託料で2,751万5,000円を計上しております。

次に事業別の歳出予算について主なものをご説明いたします。

5ページをご覧ください。各事業の説明につきましては、次のページと見開きで一つの事業となっております。

はじめに、出張所事務費でございますが、白里出張所の事務の執行に要する経費で令和8年度は10万6,000円を計上しております。

次に7ページをご覧ください。証明書コンビニ交付事業でございますけれども住民票や戸籍証明書等をコンビニエンスストアのキオスク端末で発行するためのシステムの運用や保守、負担金手数料等に要する経費で、令和8年度は前年度に比べ565万1,000円減の1,351万円を計上しております。

主な減額要因は、コンビニ交付システム標準化に係る改修業務に要する委託料が皆減したことによるものでございます。

令和7年度から開始したコンビニ交付手数料の減額につきましては、国庫の財源に令和8年度も継続を予定しておりまして市民課で発行する諸証明の約40パーセント、1万4,000件程度の発行を見込んでいるところでございます。

9ページをご覧ください。住民登録事務費でございますが、住民基本台帳法に係る事務に要する経費で、令和8年度は前年度に比べ44万6,000円増の121万4,000円を計上しております。

主な増額要因は、市民課窓口でキャッシュレス決済を昨年11月から導入したことに伴い、関連する機器セミセルフ式のPOSレジの保守料や手数料キャッシュレス決済が、増額と

なるためでございます。

キャッシュレス決済では、それまでなかったクレジットカードや電子マネー、コード決済、QRですね、による対応が可能となり、スムーズな会計処理と窓口の混雑緩和に成果を上げております。

続きまして11ページをご覧ください。戸籍事務費でございますけれども戸籍及び地方自治法に規定された法定受託事務等の執行に要する経費でございます。令和8年度は前年度に比べ2,396万1,000円減の866万5,000円を計上しております。

主な減額要因は、令和7年度に取り組んだ戸籍ふりがなの法制化に伴うシステム改修及び戸籍総合システムの機器更新が完了したことにより、令和8年度は、その関連予算、委託料、備品購入費が皆減となったためでございます。

なお、手数料が90万6,000円増、802万1,000円を計上しておりますけれども、増額の理由は、これまで通信運搬費、委託料に計上しておりました戸籍システム関連経費を統合したことと物価高騰によりクラウド使用料が増額となったためでございます。

13ページをご覧ください。個人番号カード交付事業でございますが、マイナンバー法に基づき市が行う事務に要する経費で、令和8年度は前年度に比べ16万円減の266万8,000円を計上しております。

なお、使用料及び賃借料の増額理由は昨年度更新した住民基本台帳ネットワークシステムの統合端末を全額国費により増設したことに伴うものでございます。

本市のマイナンバーカードの保有枚数は、令和8年1月末時点で3万8,197枚、人口に対する保有枚数率は80.1パーセントとなっております。

続きまして15ページをご覧ください。国民健康保険特別会計繰出金でございます。

令和8年度は、前年度に比べ2,440万9,000円増の3億4,089万5,000円を計上しております。

増額の要因でございますが、27節、繰出金の内容説明に記載のありますとおり、デジタル基盤改革支援補助金繰出金が、令和8年度に予定する国民健康保険事務処理標準システムの導入に際し、対前年比3,377万2,000円増の3,443万2,000円となったためでございます。

財源につきましては、デジタル基盤改革支援補助金として国から8,586万6,000円が、県から1億4,145万5,000円が交付される見込みでございます。

続きまして19ページをご覧ください。後期高齢者医療給付事務費でございますけれども、その内訳は、18節の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金と27節の市の後期高齢者医療特別会計の繰出金で令和8年度は前年度に比べ、5,647万7,000円増の7億5,840万円を計上しております。

繰出金の財源には県の保険基盤安定負担金1億2,334万8,000円が充てられております。

負担金及び繰出金の詳細につきましては、内容説明をご確認ください。

続きまして23ページをご覧ください。後期高齢者健康診査事業でございますけれども、千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け後期高齢者の健康診査を実施する事業に要する経費で前年度に比べ81万8,000円増の2,716万5,000円を計上しております。

後期高齢者医療制度の被保険者全員9,124人に受診票を送付し、令和8年度につきましても集団検診及び個別検診の継続実施を予定しております。

また、短期人間ドックの助成につきましては、250名程度の助成を予定しております。

続きまして25ページをご覧ください。国民健康保険特別会計でございます。

はじめに、資料の記載にはございませんけれども令和8年度における国民健康保険の年間平均被保険者数は前年度に比べ約3.8パーセント、395人の減の9,895人を見込んでおります。

予算編成の基本的な見解でございますけれども、国民健康保険の財政運営の責任者である千葉県が算出した算定額により県支出金や納付金を計上しております。

保険給付費は、社会保険の適用拡大や構成の変化により被保険者数は減少傾向であるものの、高齢化の進展や医療技術の高度化等により1人当たりの給付費は増加傾向となっております。

このため、保険給付費の抑制を目的として引き続き被保険者の疾病予防に対する保険事業及び医療費の適正化の取り組みを実施するための費用を計上しております。

また、国民健康保険事務処理標準システム導入に関わる委託料については、令和7年度

に計上したもののシステム導入の延伸の影響を受け令和８年度に再度計上しております。

加えまして、後期高齢者医療制度において出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されたことにより地方財政措置が廃止となったことから出産育児一時金に係る繰入金は廃止となりました。

続きまして国民健康保険特別会計に係る当課の歳入予算の合計ですけれども40億2,234万2,000円で前年度に比べ1億839万1,000円、2.8パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、表のナンバー２の保険給付費等県交付金及びナンバー５の一般会計繰入金が増額となるためでございます。25ページの下段の表をご覧ください。

歳出の事業別予算額の一覧でございます。26ページの合計欄のとおり当課に係る歳出予算の合計は、50億5,369万3,000円で前年度に比べ1億6,872万7,000円、3.5パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、25ページのナンバー４の療養給付事業及び26ページ表のナンバー13から16にかけて県への各納付金が増額となるためでございます。

続きまして、27ページをご覧ください。歳入予算のうち額の大きいものをご説明いたします。

はじめに、表のナンバー２の普通交付金でございますが、市町村の保険給付費の実績に応じて、千葉県から交付されるものでございまして令和８年度は、歳出の保険給付費に比例して増額を見込んでおり、前年度と比べ約3.9パーセント、1億3,228万5,000円増の34億8,713万1,000円を計上しております。

次に、表のナンバー９の保険基盤安定繰入金でございますけれども低所得者世帯に対する保険税軽減分などを国、県、市で負担することにより国保財政の基盤安定を図るもので、前年度に比べ17万2,000円増の2億6,284万1,000円を計上しております。

続きまして、表のナンバー14の財政調整基金繰入金ですけれども、前年度に比べ347万7,000円減の1億1,749万9,000円となりました。

続きまして、事業別の歳出予算について主なものをご説明いたします。

29ページをご覧ください。

はじめに総務費でございますけれども、保険資格の管理や給付事務の執行に要する一般管理費、国保連合会負担金のほか国保運営協議会事務費を計上しておりまして、前年度に比べ181万5,000円減の5,886万5,000円となりました。

減額の主な要因は、一般管理費のうち印刷製本費及び通信運搬費の令和7年度執行予算の精査及び高額療養費支給システム改修費を減額したことによるものでございます。

続きまして31ページをご覧ください。保険給付費でございます。

療養諸費をはじめとして高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当諸費を計上しており、令和8年度は前年度に比べ1億2,688万5,000円増の34億9,613万1,000円を計上しております。

主な増額要因は、18節の負担金補助及び交付金の療養給付費が1億1,320万7,000円、高額療養費が2,185万4,000円をそれぞれ増額となったためでございます。

なお、出産育児一時金につきましては、10件分の500万円を計上しております。

続きまして33ページをご覧ください。国民健康保険事業費納付金でございます。

市が国保税等を財源に県へ納付するものでございまして、県は各市町村から徴収して普通交付金の財源としているものでございます。

前年度に比べ4,944万3,000円増の14億2,769万2,000円を計上しております。

増額要因は、18節の負担金補助及び交付金で医療給付費分が505万3,000円、後期高齢者支援金等分が68万5,000円、介護納付金分が788万円それぞれ増額したことに加え令和8年度から国の制度改正により、子ども子育て支援納付金分3,582万5,000円が皆増となったためでございます。

続きまして35ページをご覧ください。保健事業費でございます。

疾病予防事業、特定保健指導事業、特定健康診査事業の各事業費を計上しておりまして、前年度に比べ303万6,000円減の4,956万1,000円を計上しております。

疾病予防事業では、被保険者が受診した医療に関わる金額、医療機関名を記載した医療費通知、こちらの方、年2回1万6,000件程度行くとともにですね、30歳以上を対象とした短期人間ドックへの助成を650名程度予定しておるところでございます。

また、国民健康保険制度の40歳以上の被保険者8,173人を対象とした集団検診及び個別検診を令和8年度も実施する予定でございます。

続きまして39ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計でございます。

団塊の世代が75歳に到達し高齢化が進展していく中、令和8年度は約4パーセントの被保険者の伸びを見込んでいるため歳入歳出とも増額となっております。

令和8年度の年度平均被保険者数は、前年度に比べ352人増の9,311人を見込んでおります。

上の表の歳入の予算の合計は9億9,373万2,000円で前年度に比べ1億8,759万8,000円、23.3パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、被保険者数の増加に伴い保険料収入が増加したことによるものでございます。

下の表は歳出の事業別予算額の一覧でございます。

歳出予算の合計は、歳入予算と同様9億9,373万2,000円で、前年度に比べて1億8,759万8,000円、23.3パーセントの増額となりました。

増額の主な要因は、表のナンバー3の後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったためでございます。

続きまして41ページをご覧ください。

歳入予算のうち額の大きいものをご説明いたします。

表のナンバー1からナンバー3までの保険料の合算額は、8億1,696万8,000円で前年度より1億6,738万4,000円の増額となりました。

ナンバー7の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分を公費で負担するもので1億6,446万3,000円を計上しております。

続きまして事業別の歳出予算について主なものをご説明いたします。

43ページをご覧ください。一般管理事務費については、後期高齢者医療に関する事務費として458万3,000円を計上しております。

次に47ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

先ほど歳入でもご説明いたしました、低所得者に対する保険料軽減分を県と市で補填する一般会計から保険基盤安定繰入金及び被保険者から徴収した保険料特別会計から千葉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、令和8年度は前年度に比べ1億8,779万1,000円増の9億8,143万2,000円を計上しております。

以上が当課に係る令和8年度当初予算の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要についてご質問等があれば、お願いをいたします。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。

7ページ、8ページで証明書コンビニ交付、昨年から始まって、キャッシュレス決済という形で、改めて動いてらっしゃいます、今のところ4割ぐらいがコンビニ発行という形になって具体的にみなさんの中で明らかに手間が減ったなどか、そういったものは感じるものですか。

○委員長（上代和利委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 職員の対応時間としましては、大体諸証明の発行ですと1件当たり10分程度かかるものかなと思っております。

それは証明書の申請をまず、書いていただかなければいけないということ、それを説明をしながら証明書を発行し、確認し、お金をいただくという作業がありまして、そういった一連の作業がですね、コンビニ交付を導入することによって書かなくてもいいし、そういった現金等のやりとりもなくなる中でですね、職員にとっては非常に軽減が図れているかと思っております。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 多分2,300時間ぐらい、時間が短縮できたということになりますね、計算上は、素晴らしいことだと思います、まさにDXの恩恵かと思います。引き続きよろしくお願いいたします。あと窓口で、多分いろいろ今、受付に番号札を出したりだとか、ここ

数年やってらっしゃると思いますが、次年度、窓口のそのあたりの改善というか新しいものって何かありますか

○委員長（上代和利委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 市民課窓口の方なんですけれども、ただいまですね7つ、要するに分かれております。7つの項目なんですけれども窓口が狭いもんで4つしかないんですけれども、すいません物理的にはできるだけ細かく受けたいと思っております、7つの分野に分けてですね市民の皆様と対応させてもらっています。

簡単に申し上げますと、まず1つ目が証明書の発行ですね、2つ目が住民異動の手続き、3つ目が戸籍の届け出、4番、5番がマイナンバーカードのことで、受け取りと、やはり手続き、例えばパスワードを忘れてしまったような方がいたり、5番ですね、受け取りが4番、あと国保、国民年金に関する問い合わせが5番、6番、すいません6番ですね、最後に、後期高齢者医療制度全般に対するもので7つの窓口となっております、4から7にふやしてできるだけそちらの方につきまして、待ち時間なども表示できるようなディスプレイに、ある程度見直させてもらった上でですね、できるだけストレスなく受けていただけるように努力してるところでございます。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 多分、接客業務ってなかなかね、いろんな方がいらっしゃるんで大変だと思いますんで、皆さん方のストレスもたまるとは思います、ぜひ職員の方のそのあたりも課長ぜひ見てあげていただければなと思います。以上です。ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 マイナンバー、本市の普及率は。

○委員長（上代和利委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 マイナンバーの方の普及率につきましては80.1パーセントで。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 これは、まだ20パーセント近い未加入の人がいるってこと。

○戸田裕之市民課長 そういうことでございます。

○岡田憲二委員 それをどうするの。

○委員長（上代和利委員長） どうぞ課長。

○戸田裕之市民課長 そちらの方につきましては、マイナンバーカードの普及というものは継続して行っておりまして、希望される方が電話なり窓口なり相談をいただいた段階です。ね、手続に導いているところでございまして、国から通知が行くような制度設計でもあるものですから、本市としてはとにかくできるだけ国の通知に従って市民課窓口でしっかりお答えしたい、もしくは、どこに問い合わせたらいいのかということについて、お問い合わせいただいた段階でしっかりつなげていくような作業を行ってまいりたいなと思っております。で、ところでございます。

以上でございます。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 これは期限を切ってということではなくて、当分はこのままいくってということですか。

○委員長（上代和利委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 どうしても個人情報の取り扱いなどに応じてですね、なかなかちょっとご理解いただけないような方も何かいらっしゃるので、国としては基本的にはもう、みんな持っていただくことよってのメリットの最大限の発揮になりますので、普及ということをお願いしてはありますが、どうしてもなかなか、こちらからのアプローチも足りない部分もあるんですけれども、なかなか全国的にですねやはり80パーセントのところまで止まっている状況でございます。申しわけございません。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 非常に敏感な人はね、なかなか、情報がね、漏れるんじゃないとか、いろんなことをね、考える人がいるんだ、私もそうだけど、漏れるとまずいことがいっぱいあるから、冗談ですがね、やはり国も約80パーセント、本市が約80パーセントね、だけど

未加入の人たちも、いつまでこれ未加入でね、頑張っていられるのかということをやっばり考えてるんだね。国もそういうんだったらね、もうスパンと切ってね、何年何月までと切れば諦めもつくんだろうけど、頑張って引っ張ってもいいのかなという人も結構いるんだよ。

わかった。ありがとう。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） よろしいですか。

（「文句はいっぱいありますよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは、ありがとうございました。

市民の皆様、ご苦労さまでした。退席いただいて結構です。

（市民課退室）

○委員長（上代和利委員長） それでは、市民課の新年度予算について内容の取りまとめを行いたいと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

森委員。

○森 建二委員 以前の予算、決算でも出てますけども、さっき岡田委員がおっしゃってたマイナカードの普及に引き続き努められたいという言い方しかないんでしょうけれども、それはぜひお願いしたいなと思います。

○委員長（上代和利委員長） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（上代和利委員長） それではありがとうございます。

このマイナンバーカードの普及という部分を確認しながら入れさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で市民課のですね、新年度予算に係る概要聴取を終了といたします。

次に、健康増進課を入室させてください。

（健康増進課入室）

○委員長（上代和利委員長） 健康増進課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後には各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めていますから速やかにお答えをください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて説明をお願いいたします。

○渡邊公一郎健康増進課長 健康増進課でございます。よろしくお願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かいまして左手、副課長の川寄でございます。

○川寄亜希子健康増進課副課長 よろしくお願いいたします。

○渡邊公一郎健康増進課長 わたしの右隣が、成人保険・予防班班長の多部でございます。

○多部明子健康増進課主査兼成人保険・予防班長 よろしくお願いいたします。

○渡邊公一郎健康増進課長 その右隣、母子保健班長の山本でございます。

○山本雅子健康増進課主査兼母子保健班長 よろしくお願いいたします。

○渡邊公一郎健康増進課長 私、最後に渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

○委員長（上代和利委員長） 渡邊課長。

○渡邊公一郎健康増進課長 説明に移らせていただきます。健康増進課は、保健師12名、看護師2名、栄養士2名、歯科衛生士2名、事務職員1名のほか課長、副課長の21名で業務を行っております。

業務内容は、がん検診、予防接種のほか妊産婦や乳幼児に寄り添いながら進めている産後ケア事業、不妊治療助成、乳幼児健診など、母子保健事業などを行っております。

続きまして、令和8年度当初予算について説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。総括表の歳入でございますが、表の合計で3,614万円を見込んでおり、令和7年度当初予算と比較いたしますと、103万飛んで2,000円の減

額でございます。歳入の主な内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

まず、5番の妊婦のための支援給付金2,100万円でございます。

これは、令和7年4月から妊婦への経済的支援を目的として実施され、妊娠時に5万円、出産後にお子さん一人当たり5万円を給付しておりますが、その財源は国からの交付金となります。令和8年の妊娠届出見込み数210名により算出しております。

次に15番、医療施設運営費等補助金177万7,000円でございますが、市町村が行う歯科疾患予防等事業に対して国から交付される補助金でございます。

次に4ページ、32番の各種研修等負担金でございますが、これは市で実施している集団がん検診を受診した市民の方からいただいている個人負担金でございます。

続きまして歳出ですが、2ページにお戻りください。歳出合計ですが2億7,260万飛んで9,000円を見込んでおり、令和7年度当初予算と比較いたしますと273万3,000円の増額でございます。

歳入、歳出とも本年度のほか過去5年間の予算が記載されておりますが、この間の予算の増減につきましては、令和3年度から令和6年度まではコロナウイルス関連の事業に関する業務がございましたので予算額が各年度大きく変動いたしました。令和7年度からは関連業務も少なくなっており予算額が大きく増減する状況は概ね解消されました。

続いて、歳出の主な説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをご覧ください。保健センター管理費でございます。

こちらにつきましては、保健文化センターの清掃や整備点検に係る委託料、ガス使用料など光熱水費の合計521万6,000円で、前年度と比較して211万3,000円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、12節、委託料の清掃業務委託料が令和7年度から新規の業者へ変更となり、3年間の長期継続契約に係る予算付けをして入札の結果によって年間支出が確定していること、また保健センターの揚水ポンプが経年劣化により交換が必要となったことから、令和7年度に交換工事を実施したことによるものとなっております。

続きまして7ページ、8ページをご覧ください。がん患者支援事業でございます。

こちらは、がん患者の外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するアピアランスケアを支援する助成であり、その内容といたしましては、ウィッグ購入に1人3万円、補正下着購入に1人2万円を助成しておりますが、事業を開始した令和7年度は12月末現在で47万円の助成を実施しており、それをもとに令和8年度は60万円を要求いたしました。

次に、9ページから10ページをご覧ください。保健衛生事務費ですが、こちらにつきましては4,794万5,000円で前年度と比較して559万8,000円の減額となっております。

主な要因ですが、12節の委託料が前年度と比べて979万4,000円の減額となっております。

これは、令和7年度において検診や予防接種などの履歴等を管理する健康管理システムの標準化対応として必要な初期設定等を行うための予算として盛り込んでおり、令和8年度にはそれがなくなったことから減額の要因となりました。

続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。がん検診事業でございます。

こちらは集団及び個別がん検診で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん検診を実施しているものでございます。

予算額は3,982万円で、前年度と比較いたしますと133万5,000円の増額となっております。

事業の内容につきましては、国庫補助金を活用して子宮がん検診は21歳の女性、乳がん検診は41歳の女性、大腸がん検診は41歳の男女に各々無料クーポン、クーポン券を配布し検診を受診していただくものとなっております。

また、検診の委託料に加え個別通知などの経費も補助対象となることから、各種がん検診の受診勧奨や精密検査の対象者へ再受診勧奨を行うものとなっております。

このほか、がん検診受診率向上の施策として、41歳となる方全員に対し大腸がん検診の検体容器を送付することといたしました。

これにより受診者の方が検体を直接集団検診会場にご持参いただくことができ、市役所への申し込みの手間を省くことによる受診率の向上を期待しております。

続きまして13ページ、14ページをご覧ください。予防接種事業でございます。

こちらは、子どもから高齢者まで各種予防接種を実施する経費です。

予算額は1億2,000飛んで42万6,000円で、前年度と比較いたしますと1,278万9,000円の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、12節、委託料が前年度と比べて1,395万4,000円の増額で、令和7年度から定期接種となりました高齢者の带状疱疹につきまして令和7年度より予算を要望したこと、また、令和8年度から定期接種となるRSウイルスについて、新たに予算を要望したことによるものでございます。

続きまして、15ページ、16ページをご覧ください。健康づくり事業でございます。

こちらは、健康増進法に基づく保健事業の実施及び住民への健康意識の向上を図るための講演会や健康相談、訪問指導、健康診査など各種保健事業を実施しており予算額267万2,000円で前年度とほぼ同額となっております。

肝炎検査などに係る委託料のほか、令和8年度より市内歯科医療機関で開始される歯科健診に係る委託料を計上しております。

続いて17ページ、18ページをご覧ください。母子保健事業でございます。

こちらにつきましては、母子保険法などにに基づき妊婦、乳幼児、相談、健診の実施などに取り組むものであり、主なものとしては、幼児健診の医師の報酬、妊婦乳児健診、産後ケアの委託料、扶助費、未熟児養育医療給付金、不妊治療助成等でございます。予算額は3,413万5,000円で前年度と比較いたしまして369万1,000円の増額となっております。

増額の主な理由につきましては、産後ケア事業の訪問型、通所型の利用料が山武郡内の統一料金となっておりますが、令和8年度より値上がったことにより委託料の増額でございます。

最後に19ページ、20ページをご覧ください。妊婦のための支援給付事業でございます。令和7年度から子ども子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、出産子育て応援交付金事業から移行されました。

事業内容につきましては、妊婦のための支援給付として妊婦及び妊娠している胎児の数に応じ、それぞれ5万円を給付するものと児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業として、引き続き妊婦等へ経済的支援と伴走型支援を組み合わせ実施してまいります、予

算額は、2,179万5,000円で、前年度との比較では128万6,000円の減額であり、その主な理由は、令和7年度に母子健康手帳の電子版である子育て支援アプリの導入に伴いタブレットパソコンを購入したことによるものとなっております。

以上で健康増進課に関する令和8年度当初予算の概要説明を終了いたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要についてご質問等あれば、お願いをいたします。いかがでしょうか。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様でございます。

メインが検診ですとか事前に防ぐお仕事なので、なかなかちょっと成果としては見えづらいところで大変な状況かと思いますが引き続きよろしくお願いいたします。

17ページ、18ページで産後ケア等と同時に不妊治療の助成があらためて7年度から始まったように記憶をしております。これについて具体的にどのような支援、また申し込みっていうとおかしいのか、があったんでしょうか。お願いします。

○委員長（上代和利委員長） 山本班長。

○山本雅子健康増進課主査兼母子保健班長 不妊治療の助成は市単独では、令和5年度から実施しておりまして、不妊治療を伴う検査から治療まで保険適用になっているものに関して助成をしております。

自己負担額の2分の1で10万円を上限として実施しております。

実績はですね、令和7年度、今年度は2月末時点で28組37名の申請がございます。

平均すると、女性の治療費の平均が5万3,931円で男性の治療の平均が4,333円っていうところで、令和8年度予算額としては6万円掛ける30名っていう形で予算計上をさせていただきました。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。すごく本当に大事な事業だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それともう一つだけ19ページ、20ページの中で扶助費、妊婦支援給付金で先ほど伴走型支援というふうにおっしゃられました、子育て支援アプリ等の導入がたぶんメインになってくるかと思いますが、具体的にこれはいわゆる、手帳の申し込みに来られた方にこのアプリを公開するというような形でよろしかったでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 山本班長。

○山本雅子健康増進課主査兼母子保健班長 子育て支援アプリは、一番最初は母子手帳を取りに来られた方に大網白里市でこういうのを導入しておりますので、ぜひ登録お願いしますということでご案内をしております。

それ以降も各種健診であるとか予防接種であるとか、そのような場面で周知をさせていただいております。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ご案内をして参加されない方っているんですか。

○委員長（上代和利委員長） 山本班長。

○山本雅子健康増進課主査兼母子保健班長 アプリの登録ですので、どなたが取得してどなたがやっていないかっていうことは、こちらからは見えないので100パーセントではないってことはわかっておりますが、ご案内したときに私はそういうのは絶対にやりませんってお断りされる方はあまりいないんですけれども、登録が面倒だなんて思っている方とかは、いるかもしれないなと思っているんですが、一番利用をしてメリットが感じられるのが、予防接種を打つ月齢になると予防接種のスケジュール管理ができるようになるので、そういうところでメリットを伝えていくようにはしております。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 妊娠される方なんでお若い方が多いと思いますんで、あまりスマホがわからないとかって方はいらっしゃらないかと思うんですが、ぜひそのあたり、皆さんからすればある意味面倒かもしれませんが、ぜひ丁寧に、例えば、その場にいたらもうその場で入ってもらうぐらいな感じで、イメージで打っていただくと、すごく普及もするし、皆さん方のやりがいにもつながるかと思いますんで、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 毎年ほら集団検診やってますよね、あれはどんどん普及するべきだと私は思ってるんですね、年間、何人ぐらい受診されてますか。

○委員長（上代和利委員長） 多部班長。

○多部明子健康増進課主査兼成人保険・予防班長 集団がん検診につきましては、がん検診によって対象となる年齢の方、または、がん検診の種類によっては毎年受けられるもの、2年に1回のものでありますので、ちょっと対象者の方が少し、年々変化があるっていうのが一つです、ただ、検診につきましては、胃がん検診につきましては…

○岡田憲二委員 通常のやつ、がん検診とか大腸の検診とかじゃなくて。

○多部明子健康増進課主査兼成人保険・予防班長 特定健診というもので、身長、体重、血液検査とか、お小水の検査というような内科の方の健診につきましては、そちらにつきましては申し訳ございません主担当が市民課の方の担当になります。

ただ、その集団の特定健診に合わせて、私たちががん検診と一緒に受けていただくというような形で市民課と一緒に協働して、がん検診の方も一緒にやらせていただいております、集団健診が春の時期、5月、6月、来年度は7月になるんですけども19日間健診があるんですが、その健診に合わせて、胸部の方の肺がん検診、肺がん、結核検診、あと大腸がん検診を来ていただいた方に、あわせて受けていただけるような形で一緒に受診票の方を送付させていただいたり会場の方でご案内等をさせていただいております。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 わかりました非常にね、いいことでね、普段、健康でね、そういうことは関係ないと思っていた人でも集団健診に行って、そうすると回答が来ますよね、それで、何々科に行って調べてみなさいよとかっていう回答が来る、それでいって調べたら、がんだ、がん細胞があると、そういう人が結構いるんですよ。

普通はね、こんな元気なのに集団健診なんか関係ねえよと思ってもね、やっぱりね、人

間の体ってのねどこかは悪くなってる時だってあるじゃないですか、そういうのはね、かなりあるの、だから、それは本当にいいことだからね、それに私の知り得るところでは大腸検診、希望の方はということでね来てますけれどね、今言った大腸がんとか、そういうのを合わせてね、どんどんやっていくってことは非常にいいことですから頑張ってください。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 私の方からはですね、予防接種事業についてなんですけども、いろいろ、特に子どもさん、または65歳以上の方だとかいらっしゃると思うんですが、それでインフルだとか高齢者の方で、大体年間どのぐらいの方が何をどのぐらい受けてらっしゃるかっ

てのはわかりますでしょうか、お答えできますでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 多部班長。

○多部明子健康増進課主査兼成人保険・予防班長 高齢者の予防接種というところでよろしいでしょうか。まず新型コロナウイルスになります。新型コロナウイルスの方なんです、今まで全額国の方が負担しておこなった時期がありますが、令和6年度から接種を希望される方から一部負担金というような自己負担金をいただいております。

令和6年度のものにつきましてご報告させていただきます。

新型コロナウイルスにつきましては、全体で接種率が24.4パーセント、こちらは全体で4,053人受診をされています。

インフルエンザにつきましては、接種率が50.37パーセント、こちらは8,356の方がインフルエンザの方の注射を受けていらっしゃいます。

高齢者肺炎球菌ワクチンですが、こちらは65歳の方が対象になります。令和6年度ですが、137の方が打っていただきまして受診率が20.18パーセントとなっております。

令和7年度から開始されました带状疱疹の注射につきましては、今年度65歳以上から5歳刻み、あと100歳以上の方を対象とさせていただいております。

こちらにつきましてはちょっとまだ3月末までの期間、接種可能な時期となっております、まだ数字が確定はしていないんですが見込みとしましては、こちら2種類のワクチ

ンがあります。生ワクチンと不活化ワクチンというような2種類のワクチンの種類がありまして、7年度の見込みとしましては生ワクチンが9.13パーセントで不活化ワクチンは、こちら2回受けるんですが、1回目23.65パーセント、2回目18.37パーセントを見込んで来年度も計上をさせていただいているところです。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは健康増進課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（健康増進課退室）

○委員長（上代和利委員長） それでは、健康増進課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

（「一任します」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） では、先ほどもあったような予防接種と健診等の推進等を入れながら、了解しました。

以上で、健康増進課の新年度予算に係る概要聴取を終了とし午前の部の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

なお午後1時から再開いたします。

（午前11時19分）

（午後12時56分）

○委員長（上代和利委員長） それでは、会議を再開いたします。

社会福祉課を入室させてください。

（社会福祉課入室）

○委員長（上代和利委員長） 社会福祉課の皆さん、ご苦労様です。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

課長。

○糸日谷 昇参事（社会福祉課長事務取扱） それでははじめに、出席職員の紹介をさせていただきます。

私の右手、保護班長の古内でございます。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 古内です。よろしくお願いします。

○糸日谷 昇参事（社会福祉課長事務取扱） その隣が障がい福祉班長の逆、失礼しました。

障がい福祉班長の内山でございます。

○内山浩二社会福祉課主査兼障がい福祉班長 内山です。よろしくお願いします。

○糸日谷 昇参事（社会福祉課長事務取扱） 私の左手、副課長の斎藤でございます。

○斎藤康弘社会福祉課副課長兼社会福祉班長 斎藤です。よろしくお願いします。

○糸日谷 昇参事（社会福祉課長事務取扱） その隣が社会福祉班主査の百瀬でございます。

○百瀬博隆社会福祉課主査 百瀬です。よろしくお願いします。

○糸日谷 昇参事（社会福祉課長事務取扱） 最後に、私、課長の糸日谷と申します。よろしくお願いします。

ここからは着座にて説明させていただきます。

それでは、社会福祉課が所掌いたします令和8年度当初予算の概要についてご説明いたします。

資料の1ページ、総括表をご覧ください。

歳入予算の合計は16億9,406万4,000円で、前年度と比較して1億5,949万7,000円、率にして10.4パーセントの増加となっております。

また、2ページをご覧ください。

歳出予算の合計は、23億5,837万6,000円で、前年度と比較して2億518万、率にして9.5パーセントの増加となっています。

歳出予算が増加した主な要因でございますが、歳出の6番、障害者自立支援給付事業や、18番の生活保護扶助費の増額によるもので、それに伴い歳入も関連する国や県の負担金が増額となっております。

続きまして特筆すべき事業内容でございますが、歳出3番の地域福祉計画等策定・更新事業におきまして、本市の第3次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画が令和8年度が計画期間の最終年度となることから、次期計画の策定に取り組むこととし、これに係る経費を計上したことから皆増となっております。

続きまして、3ページから5ページは歳入予算の内訳を記載しております。

特に予算の増加額が多いものについて申し上げます。

まず3ページの6番、障害者自立支援給付費国庫負担金が前年度と比べて3,000万円増の5億8,350万円に、次にその二つ下8番の障害児入所給付費等国庫負担金が前年度と比べて、1,500万円増の1億2,500万円に、さらにその三つ下11番の医療扶助費等負担金が前年度と比べ7,875万増の2億7,375万円となっております。

続いて4ページ、25番の障害者自立支援給付費、県負担金が1,500万円増の2億9,175万円となっております。

次に、社会福祉課の事務事業についてご説明いたします。

資料6、7ページ。社会福祉団体支援事業でございます。

市の社会福祉や地域福祉を推進していくために必要な団体に対する運営支援や補助を行うもので社会福祉協議会や民生委員、児童委員協議会などへの補助金等を計上しております。

予算額は3,360万6,000円で、前年度より79万2,000円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては6ページの18節、負担金補助及び交付金のうち人件費の増加に伴い社会福祉協議会運営費補助金を増額したことによるものでございます。

続きまして、8、9ページ。心身障害者福祉費でございます。

障がいがある方が地域生活を営む上で必要な財政的負担を軽減し、地域社会への参加を促進するために各種助成を行うものでございます。

予算額は2,305万3,000円で、前年度より872万円の減額となっております。

9ページの19節、扶助費は障害者グループホーム等助成金の増額により、前年度より206万円の増額となっておりますが、8ページの12節の委託料が1,133万3,000円の減となっております。

なお、令和7年度の委託料のうちシステム標準化対応業務1,120万1,000円、これにつきましては国のシステム標準化が1年延長されたため、令和8年度に繰り越しをいたします。

続きまして、10、11ページ。地域福祉計画等策定更新事業でございます。

令和3年度から令和8年度までを計画期間とする第3次障がい者計画、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画について、次期計画の策定を行うため、専門の事業者の支援を受けながらアンケートの実施や地域住民、関係団体で構成する障がい者計画等策定懇談会の開催を予定しており、これらに係る経費を計上しております。

続きまして、12、13ページ。地域生活支援事業でございます。

障害者総合支援法に基づき国や県の補助を受けて、障がいがある方が自立した日常生活、または、社会生活を営むことができるよう日常生活用具の支給や外出等の移動支援など必要な福祉サービスの提供や支援を行うものでございます。

予算額は4,341万2,000円で、前年度より176万円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、13ページ19節の扶助費のうち日中における活動の場を提供する日中一時支援事業の利用者数及び利用頻度が増加傾向であることから、本事業を増額しているためでございます。

続きまして、14、15ページ。福祉手当等支給事業でございます。

障がいがある方の財政的な負担を軽減するため、法令等で定められた対象者に手当の支給や医療費の助成等を行うものでございます。

予算額は1億474万2,000円で、前年度より582万円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては19節の扶助費のうち重度心身障害者医療費助成金を増額しているためでございます。

続きまして、16、17ページ。障害者自立支援給付事業でございます。

障害者総合支援法や児童福祉法に基づき障がい者や障がい児の能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な福祉サービスに係る給付などを行うものでございます。

予算額は14億5,744万9,000円で、前年度より9,510万7,000円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、19節の扶助費のうち生活介護や障がい者グループホーム、就労系サービスの利用者が増えている障害福祉サービス費、また心身への障がいや発達に遅れがある児童に対するサービスの利用が増えている障害児通所等給付費をそれぞれ増額しているためでございます。

続きまして、18、19ページ。社会福祉総務費でございます。

社会を明るくする運動や福祉会館の指定管理に関する予算を計上しており予算額は31万3,000円で、前年度より21万8,000円の減額となっております。

減額の要因といたしましては社会福祉協議会においてインターネット回線の使用料を見直すなどを福祉会館の指定管理料を減額しているためでございます。

続きまして、20、21ページ。生活困窮者自立支援事業でございます。

生活困窮者自立支援法に基づき生活保護に至る前の段階で生活困窮者の自立を支援するため、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給を行うものでございます。

予算額は1,935万5,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、22、23ページ。生活保護事務費でございます。

生活保護に係る事務執行経費等を計上しており予算額は939万7,000円で、前年度より325万1,000円の減額となっております。

減額の主な要因といたしましては、12節の委託料について、国のシステム標準化に基づき令和7年度に実施いたしました生活保護システム標準化移行業務が、なくなったため減額となっております。

なお、委託料に計上したシステム改修業務委託料103万4,000円のうち33万円は最高裁判決に伴う生活扶助費の追加給付に対応するためのものでございます。

続きまして24、25ページ。生活保護扶助費でございます。被保護者に対する各種扶助費を計上しております。

予算額は6億6,000万円で、前年度より1億1,000万円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、入院費等が増えている医療扶助費が増額となっているためでございます。

被保護者につきましては、令和8年1月現在、304世帯313人で、令和7年1月現在が288世帯331人でございますので、昨年比べ16世帯16人増えております。

最後に26、27ページ。災害救助費でございます。災害に遭われた市民に見舞い金を支給しており、予算額は21万9,000円で前年度とほぼ同額となっております。

本課の事務事業の説明は以上でございますが、ここで生活保護事務費の説明の中で申し上げました最高裁判決についての補足説明をさせていただきます。

この最高裁判決は、平成25年の生活扶助基準の改定が違法であると主張し、この改定に基づく実際の保護変更決定処分を取り消し及び国に対する国家賠償を求める訴えに対し、令和7年6月27日に最高裁において、原告らの国に対する損害賠償請求は棄却されましたが、自治体による保護変更決定処分を取り消すという判決が言い渡されました。

これを受け、厚生労働省は社会保障審議会生活保護基準部会における検討結果等を踏まえ、去る令和8年2月20日に平成25年8月から令和8年3月までの間の生活保護による保護の基準の特例というものを告示しまして、対象者へ追加給付することとしたところでございます。

本市といたしましては、令和8年度当初予算においては追加給付に係る経費としては、生活保護事務費において先ほど説明した対象者を抽出し、追加給付額を算定するためのシステム改修業務委託料のみの計上となっておりますが、今後、追加給付額を算定の上、平成8年度において速やかに給付できるよう事務を進めてまいります。

以上が社会福祉課が所掌する令和8年度当初予算の概要となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま、説明のありました新年度予算の概要についてご質問等あれば、お願いをいたします。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私の方からの8ページの心身障害者福祉費の中の、ちょっと細かい話で申し訳ないんですが、福祉車両のゆうあい号なんですけども、これって今、どのくらいの稼働しているのかわかる範囲で教えていただければと思うんですが。

○委員長（上代和利委員長） 内山班長。

○内山浩二社会福祉課主査兼障がい福祉班長 ゆうあい号ですが令和7年度は、まだ計算してないんですけど令和6年度にですね確認したところ年間で93回利用されています。

今の時点で今日は利用はないんですけど大体週に1回か2回の利用はある現状です。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

斉藤副委員長。

○副委員長（斉藤完育副委員長） すいません20ページのですね、学習支援事業委託料なんですけど、昨年度とほぼ同じ予算ということなんですけど、ちょっともう一度確認のため何月から何月まで学習支援事業をやられるか教えていただけますでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 百瀬さんですね主査。

○百瀬博隆社会福祉課主査 7月から2月までを期間としております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 斉藤副委員長。

○副委員長（斉藤完育副委員長） ありがとうございます。要は昨年と同じ回数っていうイメージでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 百瀬さん。

○百瀬博隆社会福祉課主査 今年度と同じ規模で検討しております。

○委員長（上代和利委員長） 斉藤副委員長。

○副委員長（斉藤完育副委員長） ありがとうございます。おそらく一昨年、増額というか、予算でなくて回数が増えたのかなと思います。

引き続き、この回数で妥当なのかというところはまた検討の余地はあるかと思いますが、
れども、必要な措置をとれるといいかなと思います。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

森委員。

○森 建二委員 先ほど22ページの生活保護事務費の中で、裁判結果が出て事務費はここに計上されていると、それ以降のいわゆる生活保護費の追加分については、今後、補正で対応をするというお話になるのでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 そうですね支給自体はですね、生活扶助費の中から出すようになっておりますので、まず、現状の予算で対応して行って足りなくなった時に補正予算で必要な部分を要求していこうと考えております。

以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 対象って何人くらいいるんですか。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 こちらは、まだちょっと精査はしてないんですけど、今年度、今年の1月1日現在で受給している世帯が304世帯ありまして、ここが対象、プラス今までに廃止になっている方がいらっしゃいますので、死亡以外の廃止の方が対象になる可能性があってですね、そこをちょっと手計算で見たところ200世帯ぐらいあるので、マックスで500世帯ぐらいじゃないかなというところになります。

以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。結構、人数多いですからね、ちょっとどうなるか心配ですが、わかりました。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。岡田委員。

○岡田憲二委員 生活保護の受給者のことですが、例えば、持ち家を持っている人、車を持っている人、そういうのを、受給の対象にはなるんですよね、今ね。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 そうですね受給の対象とはなります。

ただし、余りにも資産価値が高いようなものの場合には売却等の指導をすることになります。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 私の地区に住んでる人も女性一人で住んでるんだけど、ちゃんと持ち家もあって乗用車もちゃんと車庫に止まって、その弟もどっかの大網じゃないんだけど違うところに住んでいて弟も生活保護を受けているというので、兄弟でね、月に1回いろいろおいしいものを食べに行ってるとか、そういうことを堂々と言ってる人もいるという話も聞きました。

そうすると、全く一生懸命働いてね、汗水垂れて働いている人達より、何か優雅な生活してる、そういうふうにも感じられるんですが、そういうのはどうなんですか。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 そうですね、この辺はですね各世帯、状況に応じて担当のケースワーカーが訪問してまいりますので、そういった中でですねちょっと不正が疑われるような事案があれば調査を行った上で対処させていく形になるんですけれども、ただ車等も必ず保有が認められないわけではなくてですね、例えば保護開始から6ヶ月以内に脱却する目途があれば、使用は認めないですけれども処分はしなくてもいいですよとかってというような形をとることはありますので、その辺、世帯の状況に応じて対応させていただきます。

以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 それこそ市民、国民の税金でね支給してることでありますからね、やはりその適正に使われる分にはいいけれど、中にはそういう人たちもいるということをよく聞きますよ。こんなこと言っちゃいけないけど窓口で議員たちが申請の本人と来たりするようなことはありますか。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 そうですね、ご相談にこられる時にですね、各議員さんと来られる方もいらっしゃいます、この辺なかなかご自身でこれない方もいらっしゃいますので議員さんとですね一緒に来られる方もいらっしゃいます。

ただ、私たちとしては議員さんがいるからですね何か特別な対応をすることってことはなくてですね、すべての相談者同じように対応させていただきますので、そこはそうですね、すべての方同じように対応させていただいております。

以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 そりゃそうですね、そう言わざるをえないじゃない。

しかし、実際にその窓口でね、議員が付き添ってきてね、こういうかわいそうな人に助けてやるべきぐらいのことを言われちゃうとあなた方もね、いやそれはとはなかなか言えないじゃないですか、だから、実は私のところにもそういう相談がいっぱい来んですよ、一緒に行ってくればね、というね、本当に来んですよ、だけど私はね、あなた考え違いしちゃいけませんよと、我々議員はそういうためにいるのではなくてね、あなたがその生活保護を受けたければ、あなたの近くに必ず民生委員がいるはずだと、そこへ行ってね相談しなさいと、それで窓口行くんならその民生委員の人と一緒に行きなさいと、それが真っ当なやり方ですよと、我々議員が行けばどうしても、ね、応対した職員はやっぱりね萎縮するから、そういうことはやっぱりしちゃいけないと、職員もかわいそうだし、だから、そのために民生委員というのは必ずあなた方の近くにいるわけだから、その民生

委員に相談して民生委員と行きなさいというような指示をしてるんですよ、本当に、一緒に行ってやりたいんだけどね、そんなこともねやっぱりね、なかなかあなた方が困るでしょうよ、だから我々議員そのものがやっぱりそういうような考えをしてね、民生委員を紹介してやってね、民生委員と一緒にいくというようなことをした方が私はいいと思うんですが、どう思いますか。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 そうですね、確かに原則、民生委員さんが相談してそれから来るっていうのも生活保護法に定められたりしてる点になったりしますので、ただ、この辺、皆さんいろんなご事情があると思いますので必ずしも民生委員さん通さなきゃいけないってことでもないですし、また近所に近くに繋がりのある議員さんにご相談してもいけないってこともありませんので、この辺は各世帯の状況に応じて相談しやすい方に相談していただいて、こちらの方に繋がってくればいいのかと思います。

以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 すいません。今の関係でもあるんですけども、ケースワーカー、生活保護に係るケースワーカーの方は今何人ぐらいいて、一人当たり大体何人ぐらいを担当されているのかなというのが一点、それ教えてください。

○委員長（上代和利委員長） 古内班長。

○古内崇介社会福祉課主査兼保護班長 今ケースワーカーはですね4名おりまして、今うちの保護世帯300世帯、約300世帯ですので、一人当たり70から80ケースぐらいというところになりますね。

以上になります。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 これだけの数になるとなかなか大変だと思うんですが、精神衛生上の問題だとかいろいろ大変な部分があるんだろうと思うんですが、その辺のケアとかはどういうふうになさっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 糸日谷課長。

○糸日谷 昇参事（社会福祉課長事務取扱） 生活保護に係るですね職員のメンタル的なケアということで、それぞれ、常にですね各課内での課内会議あるいは班内での班内会議等を通してですね、それぞれ職員とのコミュニケーションをまずふやすっていうことを第一に考えて業務を行っているところでございます。

実際、生活保護の担当者の方が一人、病気休暇で休職してる方もいるんで、現状的には正直かなり厳しい状況であることは現実としてあります。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 皆さん本当大変な状況の中、生活保護等の申請等も含めて対応されているんだろうというふうには認識しています。

ぜひとも一人にねあんまり70とか80とかそういう偏るようなことが、なるべくないように、予算も要求しながら、要するに人員を含めての予算もしながら、やっていただきたいと、これ自身は本当に最低限の生活保障するという憲法に基づく社会保障ですので、ぜひともこれはしっかりお願いしたいと、そしてまた皆さんの健康、精神状態、精神というか、衛生状態も含めてですね、しっかり守っていただきたいということを要望したいと思います。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは社会福祉課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

（社会福祉課退室）

○委員長（上代和利委員長） それでは、社会福祉課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はいかがでしょうか。

（「委員長に一任します」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） 他にございませんか。よろしいですか。

（「まあ生活保護の、今言った」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） わかりました。以上で、社会福祉課の新年度予算に係る概要聴取を終了といたします。

- ・議案第26号 大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第27号 大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第28号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第29号 大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第30号 大網白里市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（上代和利委員長） 次に、子育て支援課を入室させてください。

（子育て支援課入室）

○委員長（上代和利委員長） 子育て支援課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託をされました議案第26号、大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第30号、大網白里市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

説明終了後に各委員から質問があった際は必ず挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき議案の説明を開始してください。

課長。

○北田和之子育て支援課長 子育て支援課でございます。

まず、はじめに本日出席の職員を紹介させていただきます。

委員の皆様から向かって、私の左側が副課長の加藤岡です。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 加藤岡です。よろしくお願いいたします。

○北田和之子育て支援課長 その左側が児童家庭班長の佐藤です。

○佐藤真一子育て支援課主査兼児童家庭班長 佐藤です。よろしくお願いします。

○北田和之子育て支援課長 私の右側が保育班長の山田です。

○山田良人子育て支援課主査兼保育班長 山田です。よろしくお願いいたします。

○北田和之子育て支援課長 その右側が子育て支援館長の鰐淵です。

○鰐淵豪人子育て支援館館長 鰐淵です。よろしくお願いします。

○北田和之子育て支援課長 私、課長の北田でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

以後は着座にて失礼いたします。

それでは議案の説明資料に沿って説明させていただきます。

まずはじめに、議案第26号、大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い市の条例で定める子ども・子育て支援推進会議の所掌事務を追加するため所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、子ども・子育て支援法の改正により特定乳児等通園支援、

これは、いわゆる、こども誰でも通年制度ですけれども、の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援推進会議の意見を聴くことになり、同法第72条に規定する子ども・子育て支援推進会議で処理する事務に特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関することが追加されたため、本市の子ども・子育て支援推進会議についても同様の所掌事務を追加するものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。

議案第26号の説明は以上となります。

次に、議案第27号、大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令の一部改正に伴い、市の条例で定める基準について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、(1)虐待関係ですが、禁止する虐待行為について児童福祉法を引用していますが、同法の改正により項ずれが生じたため条例中の規定を改正するものでございます。

次に(2)地域限定保育士関係ですが、児童福祉法の改正により地域限定保育士制度が一般制度化され、千葉県でも試験の実施が予定されておりますので保育士の配置等を求めている規定に地域限定保育士を追加するものでございます。

地域限定保育士制度とは、地域限定保育士として登録後3年間は地域限定保育士試験を受験した自治体のみで保育士として働くことができ、3年経過後は全国で保育士として働くことが可能となる制度でございます。

次に(3)健康診断関係ですが、児童相談所等における利用開始前の健康診断が家庭的保育事業等の利用開始時の健康診断に相当すると認められるときは、健康診断を行わないことができるとしていましたが、乳幼児に対する健康診査が家庭的保育事業等の利用開始時、定期または臨時の健康診断に相当すると認められるときについても、健康診断を行わないことができるよう規定を追加するものでございます。施行日は公布の日から施行いたします。

議案第27号の説明は以上となります。

次に、議案第28号、大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準、内閣府令及び放課後児童健全育成事業、これは学童保育であります、の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令の一部改正に伴い市の条例で定める基準について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、(1)大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ですが、禁止する虐待行為について児童福祉法を引用していますが、同法の改正により項ずれが生じたため条例中の規定を改正するほか、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員については、禁止する虐待行為を追加するため所要の改正を行うものでございます。

(2)大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、これは地域限定保育士及び虐待関係につきましては、前号の議案第27号と同様の内容でございます。施行日は公布の日から施行となります。

議案第28号の説明は以上となります。

続きまして議案第29号、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本案は、乳児等通園支援事業、これも、こども誰でも通園制度でございますが、の設備及び運営に関する基準、内閣府令の一部改正に伴い市の条例で定める基準について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、(1)虐待関係、(2)地域限定保育士については、前27号28号と同様のものでございます。

次に(3)利用定員関係ですが、乳児等通園支援事業所が定める利用定員について、乳児、幼児の区分ごとに利用定員を定めていましたが、乳児、幼児の区分を問わず利用定員の総数のみを定めることができるよう改正するものでございます。

(4)その他としまして、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、文言の修正等の中の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日、ただし2の(1)及び(2)については、公布の日から施行いたします。議案第29号の説明は以上となります。

続きまして議案第30号、大網白里市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

本案は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第3項の規定により、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、内閣府令で定める従うべき基準、利用定員、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持等に関する基準と及び参酌すべき基準、その他の事項に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえ本市における基準を制定しようとするものでございます。

なお、参酌すべき基準の条項につきましても、本市の基準は国の内閣府令と同様となっております。

以上で議案第26号から30号までの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました議案5件について、ご質問等があれば、お願いをいたします。

なお、その際は議案番号をお示してください。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。27号の改正の2の(1)地域限定保育士ですけれども、保育士が基本的に足りないというのは、どこの保育園でも言われていることだと思いますんで、すごくいい流れでこの地域限定保育士っていうものが、できてきたんだろうなというふうに思います、現時点でいわゆる供給側というか地域限定保育士という形で考えられるものって今何か見えているものってあるんですか、それともあくまでも決まりができてどうで

すかという感じなんですかね、即効性があるのかどうかという感覚でお願いします。

○委員長（上代和利委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 まず公立保育施設におきましては、保育士のけがや病気などにより勤務することが困難になった場合ですとか、そういった一時的に不足することがありますけども、一応採用計画を作ってますね、職員を採用しておりますので一定数の確保ができております、ただ、民間保育施設については保育士の確保が難しい状況を耳にすることがありますので、県や市の指導監査のほか各種実績報告の確認する中では配置基準に基づく保育士は確保されており不足はないと思いますけども、ただ、様々な事業をやっておりますので民間施設においては、こういった地域限定保育士を採用していくんではないかなと考えてはおります。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 わかりました、現実的にはこれからという感じですよ、でもすごくいい流れだと思いますし、聞くところによるとやっぱり今の時期インフルで先生方も、どうしても保育園でね、お父さん、お母さんから子どもに、その子どもが持ってきて保育園で蔓延しちゃうってのは結構あるみたいなんで、山田さんなんかそのへんご存じかと思うんですけど、現場不足してしまうということは非常によく聞きますし、なおかつ以前から言われてるとおり民間保育士の給料ってのは非常に安い状況でもありますんで、ぜひこのあたり民間保育園とうまく連携していただいて、あんまり民間保育園の負担にならないようぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私からも27号について伺いたいんですけども、まず一つ目はこの地域限定保育士制度自身は、これ、千葉県でも実際おこなって、成田市限定でやっていた経過があるんですけども、その中では成果的にはどうだったんでしょうか、お答えいただけますか。もしわからなければ結構なんですが。

○委員長（上代和利委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 それでは成田市なんですけれども、平成27年度において実施されており県内の実績は成田市だけになります。

参考までに成田市の方に問い合わせましたら、合格者249名のうち19名が地域限定保育士だというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。なかなか、合格率そのものはあんまり高くはない、受験者に対しての合格率そのものはあまり高くないのかなという気もするんですけども、それとあわせてですね、やはりこの地域限定保育士の導入に至った経緯というのは、先ほど森委員の方からもあったように、保育士が圧倒的に足りないというのがあるんだと思うんですけども、保育士が、でも実際、潜在的には約4割、資格所有者の4割程度がね、保育に携わりたくないという声もあるというふうに伺っています。

その最大の理由は、余りにも賃金が低すぎるんだと、全産業の女性の賃金から見ると月でいえば8万から10万低いと、かなり差がということもあってですね、なかなかこの部分をですね、何とか今、まだあれですよ、保育士に対しての補助金、一定の処遇改善の補助は出していらっしゃるんですよ。

○委員長（上代和利委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 処遇改善の2万円の補助金は出しております。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 その結果、どのくらい処遇改善がなされているのかっていうのは調査していますでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 山田班長。

○山田良人子育て支援課主査兼保育班長 処遇改善につきましては、毎年、各保育施設の方からですね、対象となる保育士の対象人数と労働時間というのを出していただいております、それに基づいて2万円の給付というのを、月2万円給付というのを行っておるところであります。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 なるべく、これもですね処遇を全産業に近づけるような努力これはやっぱり、これも本当は国の責任でもあるし、これは自治体の責任でもあるっていうふうには私も思いますので、是非ともやっていただきたいということと、あともう一つ、これ3だったかな、児相の関係で健康診断、(3)ですよね、健康診断の関係というやつで児相に預け等における利用等で健康診断が一部免除されるという規定だったと思うんですけども、今までこの健康診断の費用というのは、市が出していたんですかそれとも児相が負担することになっているのでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 山田班長。

○山田良人子育て支援課主査兼保育班長 このたびの改正のところで指摘されてる、今までには児童相談所に入所された方については、入所する時にですね、健康診断を受けまして、その費用は相談所の方で負担した形なんです、今回につきましては、市トップで実施している1歳6ヶ月健診等の健診のものをですね、入所の時に受ける健康診断もしくは入所中の臨時の健康診断に応用ができるという改正になっております。

園で行っている健康診断の費用というのは、園の方で委嘱している先生がおりますので、そちらの方と協定を結んでの負担になります。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ということは基本的には園が出す形、保護者負担、基本的保護者負担なんでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 山田班長。

○山田良人子育て支援課主査兼保育班長 今回の健康診断の費用というのは、市で行っている健診の方を園に出せば、園の方でそれを園で行う健康診断の代わりにできるものなので、園が特に負担するものではないんですけども、それを運用しない場合の健康診断、一般的な入所時の健診については、園の方がその負担をして入ってくるお子さんの健診の費用を出してる形になります。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

地域限定保育士にちょっと変わって、なんですけど、ちょっと今引っかかって、さっき3年間の実務経験ってそこで働く、受かった地域で働かなきゃならないと、これ休業等をした時それはカウントされるんですか。

○委員長（上代和利委員長） 山田班長。

○山田良人子育て支援課主査兼保育班長 すいません地域限定保育士につきましては、試験が行われた自治体によって3年間やらなきゃいけないってことではなくて、やるというのは登録をしなければならないというところになっておりまして、その登録をして3年間経過すれば他の地域で勤務できるようになるというものなんですけども、基本的に保育士の資格として勤務が必要なのが1年間になっております。登録をしてから最低1年間勤務すれば保育士の資格はもらえる、登録して3年間経過後、その1年間の資格を持って他の保育所でも勤務ができるというものになっておりますので、休業期間が1年勤務していれば、2年以内で収まれば保育士としては勤務ができるような形になります。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 そうすれば、これ基本的に千葉県がおこなうんで千葉県のどこの地域でも構わないということですよ、わかりました、ありがとうございます。

それともう一つ、大網白里市で地域限定保育士を雇い入れるっていうことは今考えていらっしゃるのかどうか最後にそこだけ教えてください。

○委員長（上代和利委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 先ほど課長のご答弁とちょっと重複しますけれども、今、本市の正規の保育士につきましては、一般的に採用計画に基づき採用しますので地域限定保育士にする予定というのは今のところ考えておりません、通常の保育士資格の方で募集をかけるというのが今、市の方向となっております。

ただ民間の保育所につきましては、それぞれ園のいろいろな事業がありますので、今後、地域限定保育士というものが、増えていくんじゃないかなというふうには見込んでおりま

す。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

それで私の方から、この間ですね、4歳、5歳の配置基準、保育士の配置基準等もね、改定されて、76年ぶりですか改定されたということですね、その中でなかなかその配置基準自身はその保育士が集まらないからっていう、ないから、その配置基準に当面そのままでいいよっていう基準ですよ、だからそれに甘えてという言い方じゃない、それにしようがないということで、それに従っているところもあると思うんですけども、ぜひともですね、この配置基準をさらに守っていただくようにしていただきたいということを要望して本市がどうだというのは今ちょっと質問しませんが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 他にはございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） よろしいですか。

続きまして、新年度予算の概要について説明をお願いしたいと思います。

北田課長。

○北田和之子育て支援課長 それでは、子育て支援課が所管いたします令和8年度当初予算案の内容についてご説明申し上げます。

当課では、児童手当などの給付事務、児童虐待やDVなどの相談事務及び保育施設の管理運営の三つの大きな柱があり、過去の実績や今後の見込みなどの精査に努めながら必要な事業費を計上させていただきました。

それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

はじめに資料の1ページをご覧ください。

はじめに令和8年度当初予算説明資料総括表でございます。

上の表、歳入の合計額は19億4,506万4,000円で、前年度と比較しますと7,227万1,000円、3.9パーセントの増額となっております。

主な内容としたしましては、表の上から3番目、ナンバー3の民生費国庫負担金及びその二つ下のナンバー5の民生費負担金は、公定価格の引き上げや乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園支援制度が新たな給付事業となったため、その引き上げ分や給付に係る所要額を見込んだことによる増でございます。

次に、歳出ですが、2ページの合計欄をご覧ください。

歳出の合計額は26億1,513万3,000円で、前年度と比較しますと9,421万7,000円、3.7パーセントの増額となっております。

主な内容としたしましては、1ページの歳出、上から一つ目、ナンバー1の学童保育・子育て交流センター運営事業につきましては、学童保育の受け入れ定員の拡充に伴う経費、また、2ページの上から三つ目のナンバー17の民間教育保育施設給付費は、公定価格の引き上げに伴う経費、その四つ下、ナンバー21の保育所管理費は、増穂、しらさとこども園の照明設備LED化工事などの経費、さらに、その一つ下、ナンバー22の保育総務事務費は、乳児等通園支援事業に係る経費などをそれぞれ計上したことによる増でございます。

なお、学童保育室の指定管理料などにつきましては、のちほど歳出の個別事業の中で説明させていただきます。

次に3ページをご覧ください。3ページから5ページまでは令和8年度当初予算の歳入になりますが、令和7年度と比較した増減の主な要因は、それぞれ対象事業費の増減によるものであり、個々の項目の説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして7ページをご覧ください。7ページ以降は歳出の個別事業になりますが、主な事業について説明させていただきます。

はじめに、学童保育、子育て交流センター運営事業は、1億5,675万6,000円です。

学童保育室の面積基準より小学4年生以上の受け入れが困難となっていた大網、大網東、増穂、増穂北の4つの学童保育室につきましては、本年4月から各学校内の特別教室や子育て交流センター内の集会室等を活用することにより、利用を希望する小学校6年生までのすべての児童を登録し受け入れが可能となる見込みです。

なお、指定管理料につきましては、このたびの定員の拡充に伴い新たに増設や統合など

により令和8年度では拡充前の1億3,169万6,000円から2,352万1,000円増の1億5,521万7,000円を計上させていただきました。

また、令和8年度から11年度までの指定管理料につきましては、拡充前は4年間総額で5億3,710万4,000円でしたが、指定管理者である株式会社アンフィニと協議を重ねた結果、6億4,251万3,000円で基本協定書を締結する予定であります。

引き続き、指定管理者とは毎月の定例会議の中で運営状況や業務の執行状況などを相互に確認、協議してまいりたいと考えております。

次に17ページをご覧ください。ひとり親福祉対策事業は、139万5,000円です。

本事業は、ひとり親家庭等の自立を目的とし、相談員の設置や就労に向けた職業訓練に対する助成を行っております。

主に職業訓練等の助成として19節、扶助費に107万3,000円を計上しております。

なお、内容説明欄に記述しております配偶者暴力被害者緊急避難支援金は、令和4年度に新設した支援金ですが、DV被害者がシェルターへ避難できず民間宿泊施設に一時避難した場合に宿泊料の一部を助成するものでございます。

ここ数年間は、シェルターや民間宿泊施設に避難したケースはありませんが、過去においてシェルターに避難したケースがありましたことから、不測の事態に備え引き続き当該支援金に係る予算を計上しております。

次に19ページをご覧ください。子ども医療対策事業は1億5,550万9,000円です。

本事業は、子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的として、令和5年4月診療分から助成対象年齢を高校3年生まで拡大し、通院調剤、入院に係る医療費を助成しております。

自己負担額につきましては調剤は無料ですが、入院1日、通院1回300円、非課税世帯はすべて無料としております。

また、一つの医療機関で月ごとに10日以上入院した場合は、3,000円を上限に、また5回以上通院した場合には1,500円を上限にそれぞれ超える部分を無料とする月額上限を設けております。

次に21ページをご覧ください。要保護児童対策事業は26万9,000円です。

本事業は、児童虐待に関する相談業務のほか虐待の恐れのあるなど見守りが必要な家庭に対して、要保護児童対策地域協議会において関係機関や専門家と連携し必要な支援や対応策を検討しております。

なお、児童福祉法の改正により市町村においては、すべての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置が求められております。

本市におきましては、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭までを切れ目なく支援するため、令和9年4月から健康増進課内に開設する方向で準備を進めております。

次に23ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業計画策定事業は、13万6,000円です。

当該計画に位置付けました教育・保育施設の確保方策や各種事業の進捗状況につきましては、大網白里市子ども子育て支援推進会議においてご審議いただいております。

これらに加え、今定例会に特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事項を同推進会議の所掌事務に追加する関係議案を提出させていただいております。

ご承認が得られました際には、事業認可にあたり設備や運営の基準のほか利用定員の設定につきましても、ご意見等を聴取する予定でございます。

なお、令和8年4月の保育施設等への入所状況ですが、入園希望者が昨年より減少したことや認可定員内の年齢枠の変更などにより待機児童数は、令和7年度の4月1日の4名から令和8年4月1日は減少する見込みとなっております。

次に、29ページをご覧ください。民間保育所運営事業は1億7,177万5,000円です。

本事業は、民間保育施設が実施する一時預かりや延長保育などの各種事業に対し補助金を交付しております。

右側の内容説明欄に補助金事業の内訳を記載しておりますが、1の保育士配置改善事業補助金は基準以上の保育士を配置した場合に対する補助金であり、また、2の千葉県保育士処遇処遇改善事業は、民間保育施設で勤務する常勤保育士の処遇改善に対する補助金、

3 の子ども子育て支援交付金は、延長保育、病児、病後児保育など通常保育以外の保育に対する補助金、4 の保育対策総合支援事業は、医療的ケアを必要とする受け入れ体制の整備や通信講座により、新規に保育士資格を取得し市内の保育施設等に就職した場合に補助金を交付するものでございます。

次に33ページをご覧ください。保育所管理費は、4,955万5,000円です。

本事業は、増穂保育所、しらさとこども園、子育て支援館の円滑な運営を図るため必要な経費を計上しております。

14節の工事請負費に先に予算総括表の中で触れましたが、令和8年度では保育所、こども園の照明設備LED化工事のほか、しらさとこども園では消火栓ポンプの更新、アルミサッシ取り付け工事などの経費を計上しております。

次に35ページをご覧ください。保育総務事務費は7,835万1,000円です。

本事業は、私立幼稚園等の利用者に対し施設等利用給付認定を受けることにより、1人当たり月額2万5,700円を給付しているほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、預かり保育部分として月額1万1,300円を給付しております。

令和8年度から、乳児等通園支援事業が本格実施となり給付事業に移行になりますことから、19節の補助金に新たに必要経費を計上しております。

最後に39ページをご覧ください。児童手当費は8億631万7,000円です。

本事業は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給しているものでございます。

令和6年10月の支給分から支給対象が高校生年代まで拡大されたほか第三子以降の手当額が拡充されるなど大きな制度改正がありました。

令和8年度予算では令和7年度の実績から積算し予算を計上しております。

以上が子育て支援課の当初予算の概要でございます。

以上よろしく願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要についてご質問等あればお願いいたします。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。いつもありがとうございます。

7 ページ、8 ページで学童保育・子育て交流センター運営事業です。

特に学童保育の件は7年度から、以前から学童保育については枠を広げていただきまして本当に御礼申し上げます。皆さんも良く施設の面も含めて頑張られたと思いますし、もちろんアンフィニさんもいろいろと頑張られたと思います。取り急ぎ現時点で次年度は4年生以降も、今のところ枠は、枠からあふれている人はいないという考えでよろしいんですかね。

○委員長（上代和利委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 申し込みのあった児童の方についてはすべて4月1日から利用できる状況でございます。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。

多分、みなさんもそうでしょうけれども結構この件は、かなり多くの相談をいただいていた状況でしたので大変ありがたく思いますし、いわゆる普通の保育事業も学童保育事業も子育て支援という部分では本当に大変な事業だと思います、ぜひ引き続きよろしく願いします。あと改めて、民間保育士がなかなか、特にやはり先ほど給料の面で非常に厳しい状況であるのは間違いないと思います。ぜひこの辺り保育園とぜひ色々とか何かあれば相談していただいて事を進めていただければと思います。以上お願いです。ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 指定管理者っていうか、森委員がお話してて、それよりも説明を聞いててね、課長さんの説明を聞いてて感じるんですけど、審査している立場として感じるんですけどね、その事業者さんが担っていただいてありがたい、定期的に会議を開いてる、いろいろお話をさせていただいて、心配してるのはどういうことかっていうと、どなたが参加してるか、課長さんが参加されてるんでしょうけれども、先方とお話する時に言葉悪いですが、

選びませんが、言いなりになっちゃってんじゃないかな、予算の面でね、これだけかかりますよとか、これだけ必要なんですよとかっていう、そういう要するに主導があちら側主導の市としては請負っていただいてありがたいですというような、そういうような場面での状況なんでしょうか、心配しておりますがどうですか。

○委員長（上代和利委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 指定管理料も当然、設定にあたっては指定管理者の方から当然、見積等は出てきますけれどもですけども、それに対して市として本当にその部分が妥当なのかどうかっていうのは逆にこちらからも聞き返しながら適正な額っていうんですかね、その辺を見極めるように努力しております。

○委員長（上代和利委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 腹の中では、やっぱり厳しく税金を使うわけですから、そういう腹の中にも一物持って、これからも対応していただければ幸いです。

以上。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私からは17ページですか、ひとり親福祉対策事業なんですけど、この中で先ほど暴力からの防止等を見守るといふようなことを言われたかと思うんですが、これ、今どのぐらいの頻度で実施しているのか、それは、今もう現在実施されているんでしょうか、そこから教えてください。

○委員長（上代和利委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 すいません質問の再度確認させてください。

17ページの、当課の課長、北田課長が説明したのは17の19の扶助費のことを説明したんですけども、そこでは配偶者の暴力被害者緊急支援金の話の説明させていただいたんですが、今、佐久間委員さんがおっしゃってる趣旨をもう一度教えていただけますでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 確かにそれもそうなんですけど、もう一つ子どもを暴力から守るといふ、

これ多分、もしページ数が違ったらちょっと失礼いたしました。

21ページですね、ごめんなさい。虐待の早期発見。

○委員長（上代和利委員長） 佐藤班長。

○佐藤真一子育て支援課主査兼児童家庭班長 現在ですね、うちの方でこども家庭支援員を中心に家庭の支援を行っておりまして、今、延べ人数で111名のお子さんに対して支援をおこなっております。少なくとも月1回程度、どういう状況かというのを所属に確認したりですとか、あと保護者の相談に直接対応したりということで、今現在そのくらいのお子さんに対して虐待防止の観点から対応を行っているところです。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 111名という子ども、お子様に対して支援してるという話だったんですが、これ何人体制でやってらっしゃるかっていうのはありますか。

○委員長（上代和利委員長） 佐藤班長。

○佐藤真一子育て支援課主査兼児童家庭班長 一応担当班長として、まず私、あと社会福祉士の方が1名正職でおりまして、あと再任用の保育所長をやられてた方が1名、あとは家庭支援員、会計年度で3名やってますので合計で6名体制で一応やっております。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

なかなか発見、子どもの虐待っていうのは、発見しづらいっていうふうにも伺っているし、実際あればね、保護につなげていただきたいと児相との相談もかけてらっしゃるんだろうと思いますんで、それはしっかりと、大変だろうと思いますけどしっかりとやっていただきたいと思います。

それともう一つなんですけど保育士との関係なんですけど、正職と会計任用、今、会計任用の保育士さんはいらっしゃるんでしょうか、わかんなかったら後でも。

○委員長（上代和利委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 来年の4月1日現在で、全部で81、そのうち正職が31だ

った、80名前後で推移してまして正規の職員は30名程度というふうな形で、もし正確な数字が必要であれば、のちほど委員長の方に報告したいと思いますが。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 大体でも結構なんです、そうすると会計任用は50人になってしまうと、そうすると同一労働、同一賃金の立場からいうとかなり、先ほど公務員だから、ある程度の報酬等は保障されてるみたいなこと言ってるんですが、同一労働、同一賃金の観点から見るとかなり安い、会計任用さんの方は安くと思うんですがその辺は十分手当等はしてらっしゃるでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 その50名の内訳なんですけれども、正規の保育士と同様に勤務していただくフルタイムの保育士さんもしれば勤務時間が短い保育士さん、朝晩だけ遅番だけという保育士もいます。そのような中で会計年度さんの給与というものは、今総務課の方で給与体系ができ上がってますので、それに基づき級号給を決定しておりますので、限りなく正職の方の賃金には近い形にはなっているんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

○委員長（上代和利委員長） ほかにございますか。よろしいですか。

以上で、それでは子育て支援課の皆様、ご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（子育て支援課退室）

○委員長（上代和利委員長） それでは、子育て支援課の新年度予算について内容の取りまとめを行いたいと思いますが、ご意見等ございませんか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 宮間委員が言ったように指定管理料の、きちんとやらないと業者のいいな

りになってると大変なことになる、どうも私もそんな感じがする。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

よろしいですか。

以上で、子育て支援課に関する付託議案の審査と新年度予算に関わる概要聴取を終了といたします。

予定でいいますと2時半からになってますので、ここで10分休憩をしたいと思いますので、2時半から次の高齢者支援課に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩です。

（午後2時17分）

（午後2時29分）

・議案第24号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（上代和利委員長） それでは、再開いたします。

次に、高齢者支援課を入室させてください。

（高齢者支援課入室）

○委員長（上代和利委員長） 高齢者支援課の皆さんご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託をされました議案第24号、大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭をお願いをいたします。

説明終了後に各委員から質問があった際は必ず挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき議案の説明を開始してください。

課長。

○深山元博高齢者支援課長 出席職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって私の左側から副課長の稲生です。

○稲生靖行高齢者支援課副課長 稲生です。よろしくお願いします。

○深山元博高齢者支援課長 その隣、介護保険班長の島田です。

○島田洋美高齢者支援課主査兼介護保険班長 島田です。よろしくお願いいたします。

○深山元博高齢者支援課長 向かって私の右側に地域包括支援センター主査の高山です。

○高山育男高齢者支援課主査 高山です。よろしくお願いします。

○深山元博高齢者支援課長 その隣、高齢者支援班長の内海です。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 内海です。よろしくお願いします。

○深山元博高齢者支援課長 最後に私、高齢者支援課長の深山です。

よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 議案第24号、大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について説明させていただきます。

議案第24号説明資料をご覧ください。

1 の改正の趣旨ですが、本条例の改正は介護保険法施行令の一部改正に伴い、今回、所要の改正を行おうとするものです。

2 の改正の概要ですが、介護保険の第1号保険料、65歳以上の方の保険料については所得状況に応じて13段階ある所得段階に当てはめ介護保険料を賦課しております。

令和7年度税制改正により給与所得控除額が引き上がることに伴い、給与等の収入額が55万1,000円以上190万円未満の方については、所得段階の移動が生じ介護保険料収入が減少する可能性があります。

介護保険料は3年に1度の改正により介護給付の見込みにより保険料を決定しますが、令和8年度は第9期介護保険事業計画の途中であり、それを補う財源が必要となっております。

このような影響が起らないようにするため介護保険法施行令の一部が改正され、令和8年度の保険料算定に限り、令和7年度税制改正前と同じ基準で判定を行うため特例を設

けるものとしております。施行日は令和8年4月1日です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました議案について、ご質問等あればお願いをいたします。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 今ご説明があったとおりだったと思うんですが、要するに税制改正があったから、今13回段階でしたっけ、介護保険料の基準が、それがずれてしまうと、だからやるんだと、要するに、令和8年度が最終年度だから、今できないから、先送りしたいというのが本音の議案でしょうか、お答えください。要するに今変えるのを先送りにしたいということからなんでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 具体的といいますか、国から示された介護保険法施行令の一部改正の趣旨といたしまして令和7年度税制改正に伴い、おっしゃった所得段階の移動が生じ、第9期計画の介護保険事業計画、令和6年から8年の保険料が減少することが考えられ、保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から介護保険法の施行令の一部改正が行われました。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 要するに少なくなると、軽減されると、保険者に対しては軽減されるんだけど、私たちの、要するに行政の方がお金が足りなくなるからよこせともっとよこせということでしょ、どうなんですか。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 ちょっとよこせという言葉じゃないんですけど、介護保険の財源、不足になるので、今回暫定措置ということで、税制改正前の基準で徴収させていただきたいということです。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 要するに行政側の都合だというふうに私は理解したんですが、というこ

とでもあります。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） 続いてですね、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 令和8年度高齢者支援課の予算概要でございますが、会計といたしましては一般会計、介護保険特別会計の2会計を所管しております。

はじめに、一般会計の予算概要について総括表にて説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

歳入合計額は1億1,266万2,000円で、令和7年度当初予算と比較して4,266万5,000円の減、率にして27.5パーセントの減となっております。

歳入減の主な要因といたしましては、上から5項目めの民生費補助金において介護施設の整備などの補助金の歳入が4,141万8,000円の減となっております。

次に歳出ですが、歳出合計は9億987万8,000円で、令和7年度当初予算と比較して1,406万2,000円の増、率にして1.6パーセント増となっております。

歳出増の主な要因といたしましては、1項目めの老人福祉センター管理費において施設の修繕費などを含む455万1,000円の増や、9項目目の介護保険特別会計繰出金において介護保険給付費の増加による法令等に基づいた繰出金5,267万5,000円の増などとなっております。

続いて、一般会計の歳出につきまして主なものを事業ごとに説明させていただきます。

説明資料4ページをご覧ください。老人福祉センター管理費については、指定管理に伴う委託料やエレベーターなど修繕費など予算合計額1,515万5,000円を計上しております。

なお、指定管理者については令和5年度から5年間、大網白里市社会福祉協議会を指定しております。

次に、説明資料5ページをご覧ください。老人福祉対策事業では緊急通報体制等整備事

業に関わる委託料640万円、はりきゅうマッサージ等の給付に関わる扶助費70万8,000円など予算合計額718万5,000円を計上しております。

はりきゅうマッサージの財源としては、表の下段にありますその他特定財源に後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入として38万3,000円を計上しております。

続いて、説明資料 6 ページをご覧ください。老人福祉事務費では山武郡市広域行政組合が運営する養護老人ホーム坂田苑などに対する負担金1,703万6,000円のほか老人クラブ連合会に対する健康づくり事業補助金52万2,000円、老人クラブ連合会補助金155万2,000円など予算合計額1,913万円を計上しております。

なお、老人クラブの補助金は令和 7 年度当初予算と比較して16万6,000円の減となっております。

続いて、説明資料 7 ページをご覧ください。老人保護措置費では虐待や経済的理由による養護老人ホーム等へ保護措置することに関わる経費として、予算合計額2,210万8,000円を計上しております。なお、現在措置入所している人数は10名となっております。

続いて、説明資料 8 ページをご覧ください。敬老対策事業では100歳の長寿者及び88歳の米寿者に対するお祝い事業に関わる経費として、予算合計額55万8,000円を計上しております。

令和 8 年度の100歳長寿者祝金対象者については、17名を未完見込んでおります。

続いて、説明資料 9 ページをご覧ください。介護施設整備事業では認知症高齢者グループホームに関わる施設整備及び開設準備補助金として 1 事業者に5,082万4000円をこのほか、みとり環境の整備や防災関係の改修の補助金を 4 事業者に対し2,072万円、予算合計額7,154万4,000円を計上しております。なお、財源はすべて国及び県からの支出金となっております。

続いて、説明資料10ページをご覧ください。介護保険特別会計繰出金では一般会計から介護保険事業の介護給付費や地域支援事業費等の法定負担割合により、市の負担分を支出するもので介護保険特別会計の繰出金として 7 億6,989万8,000円を計上しております。

介護給付費の増加などにより、令和 7 年度当初予算と比較して5,267万5,000円の増とな

っております。

続いて、説明資料11ページをご覧ください。介護人材確保対策事業では市内の介護施設等における人材確保のため研修費用を助成する補助金として、昨年度と同額の40万円を計上しております。

続いて、説明資料12ページをご覧ください。シルバー人材センター事業では、市のシルバー人材センター運営費補助金として390万円を計上しております。

次に13ページ以降の介護保険特別会計の予算概要についてですが、まず介護保険事業の財源構成から説明させていただきます。

介護保険事業の財源となる歳入は、14ページから15ページとなりますが各項目は14ページの上から、1 款の保険料、2 款の国庫支出金、3 款の支払基金交付金、4 款の県支出金、次ページにかけて 6 款の繰入金となります。

歳出において、15ページから16ページにかけての 2 款、保険給付費、3 款、地域支援事業については、歳入における国、県、市、保険料のそれぞれの負担割合による財源で構成されております。

14ページからの歳入各項目の内容ですが具体的には、1 款の保険料は65歳以上の第 1 号被保険者の保険料で市が賦課徴収して管理しております。

2 款の国庫支出金は国から、また、3 款の支払基金交付金は40歳から64歳の方の第 2 号被保険者の保険料で、各医療保険を通じて徴収され社会保険診療報酬支払基金にて管理されております。

4 款の県支出金は、県から 6 款の繰入金は市の介護保険事業負担分として一般会計からの繰入金となっております。

先ほど一般会計で説明させていただいた10ページの介護保険特別会計繰出金 7 億6,989 万8,000円が、この 6 款の繰入金として一般会計から介護保険特別会計への歳入となっております。

このような財源構成からなる令和 8 年度の介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれの合計額52億670万3,000円で令和 7 年度当初予算と比較して 4 億1,458万9,000円の増、率

にして8.7パーセントの増となっております。

増額の主な要因といたしましては、要介護認定者数の増加による介護サービス利用者の増加を見込んでおり15ページの歳出の8項目目の2款、保険給付費の介護サービス等給付費を増額計上しております。

続きまして、各事業ごとに主な歳出を説明させていただきます。

説明資料20ページをご覧ください。一般管理事業では介護保険の保険者としての資格管理、保険給付管理を行う経費として予算合計額1,736万2,000円を計上しております。

介護保険証や高額介護サービス等給付費に関わる通知など通信運搬費が増加しており、令和7年度当初予算と比較して102万9,000円の増となっております。

次に説明資料25ページをご覧ください。運営協議会費では令和9年度から3ヵ年を計画期間とする第10期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を作成するための委託料を計上しておりますが、令和7年度にアンケート調査を終了しておりますので171万2,000円の減となっております。

ここまでの1款の総務費となり財源はすべて市の一般財源となります。

次に、説明資料26ページから32ページまでの2款の保険給付費に関わるものについて説明させていただきます。

介護保険の給付費につきましては、第9期介護保険事業計画での計画値をもとに直近の実績をかんがみて各給付費を計計上しております。

32ページまでの各保険給付費の予算総額は49億858万9,000円で、令和7年度当初予算と比較して9.0パーセント増として予算計上しております。

それぞれの事業における財源の内訳は、各給付費のページの下段に示しておりますが、32ページの市特別給付金を除き基本的に国、県で37.5パーセント、市で12.5パーセント、保険料で50パーセントの負担割合となっております。

主な予算といたしましては、説明資料26ページの要介護者介護度1から5の方への介護サービスの給付費で45億755万6,000円を、また、27ページの要支援者、要支援1、2の方への介護予防サービスの給付費1億2,185万6,000円を予算計上しております。

続いて、説明資料32ページをご覧ください。市特別給付費では、介護用品、紙おむつ等の支給事業で要介護4、5で、在宅の非課税者を対象に月額4,000円を上限とした介護用品の購入に関わる費用負担の助成を行うもので656万8,000円を予算計上しております。

財源はすべて第1号被保険者保険料となります。

28ページから31ページにつきましては、介護サービスの給付に関わる審査手数料や利用が高額となった際の給付費となります。

続いて33ページからは、3款、地域支援事業費となります。

このうち、33ページから40ページまでが地域支援事業の包括的支援事業と任意事業になります。

これに関わる財源の内訳は、国で38.5パーセント、県で19.25パーセント、市で19.25パーセント、第1号保険料で23パーセントの負担割合となっており第2号保険者の保険料は含まれておりません。

説明資料33ページをご覧ください。地域包括支援センター運営事業では、地域包括支援センターの運営に関わる経費として予算合計額1,908万4,000円を計上しております。

要支援者1、2及び事業対象者に対する介護予防サービス計画いわゆるケアプランの作成委託料を含むもので、令和7年度当初予算と比較すると138万7,000円の増となっております。

続いて、説明資料34ページをご覧ください。生活支援体制整備事業では、高齢者の生活支援、介護予防サービスの充実を図るため生活支援サービス関連団体参加の協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置など住民主体の生活支援体制を構築するため、社会福祉協議会へ委託料として予算額699万円を計上しております。

この事業において推進している施策は、移動販売や就活セミナーの開催などとなっております。

続いて、説明資料39ページをご覧ください。成年後見制度利用支援事業では成年後見制度利用において親族がいないなど、高齢者に代わり市長が申し立てを行う経費やその後の後見人への報償費など予算合計額257万2,000円を計上しております。

権利擁護推進のため、令和８年４月から中核機関を設置し権利擁護の周知を進めていく予定です。

続いて資料41ページから45ページまでが３款、地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業になります。

これに関わる財源の内訳ですが、国で25パーセント、県で12.5パーセント、市で12.5パーセント、１号と２号の保険料で50パーセントを負担する割合となっております。

説明資料41ページ、訪問型サービス事業をご覧ください。

次の42ページの通所型サービスとこの訪問型サービス事業は、要支援１、２及び事業対象者に対する介護サービス事業に関わる経費を計上しております。

訪問型サービス事業は主にヘルパーサービスで合計2,715万7,000円、42ページの通所型サービス事業は主にデイサービスで合計4,952万6,000円を計上しております。

続いて、説明資料46ページをご覧ください。介護予防普及啓発事業では体力測定会を実施し、その後、結果を伝える報告会を開催して介護予防をフォローする事業を実施しており、82万5,000円を計上しております。

続いて、説明資料47ページをご覧ください。地域介護予防活動支援事業では介護予防のための健康運動士による運動教室、いきいき元気クラブや在宅介護支援センターによる各サロンへの訪問など合計130万9,000円を計上しております。

続いて、説明資料48ページをご覧ください。介護支援ボランティア事業では、介護施設等のボランティア活動を通じて高齢者自身の介護予防を図る事業経費として25万2,000円を計上しております。

以上が高齢者支援課における令和８年度の主だった予算説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました新年度予算についてご質問等あればお願いをいたします。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私の方からはですね６ページでしたっけ、坂田苑の運営負担金等を出し

ているということなのですが、本市から何人くらいがここに入所しているのかと、あと負担割合、各負担割合ってというのはどういうふうになってるのか、もし、教えていただければと思います。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 措置者は令和7年度10名、参考までに令和6年度は9名となっております。今回の予算につきましても10名の予算を確保しております。

○委員長（上代和利委員長） 内海班長。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 負担割合ということで、まず、老人ホームの運営費、坂田苑の方ですが、これが均等割20パーセントの財政力割が80パーセント、あとその他に入所する際の入所判定委員会ということで、こちらは均等割10パーセント、高齢人口割40パーセント、利用率割50パーセントとなっております。

こちらが山武郡市広域行政組合に支払っている負担金の各割合となっております。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 かなり負担割合が大きいように感じるのは私だけなのでしょうか。

そういうことであれば、わかりました。

あともう一つ次に8ページの長寿者の祝金なのですが、これどんどんどんどん削っているという、これ削らなきゃ駄目ですか。私が議員になった時は10万円だったかな、そこから半額になって、さらに今回ですか、今回減るということなのでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 令和7年度から5万円から3万円に変更させていただいております。参考までに4月1日現在で令和7年度は、100歳の方が12名、100歳の方も含めて100歳以上の方が39名いらっしゃいます。

参考までに、令和6年度は100歳の方が4月1日現在14名、100歳以上の方が14名も含めて32名となっております。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ありがとうございます。

皆さん多分一緒だと思うんですが、ここまで頑張ってこられた方にですね、やはり、ちょっと楽しみでもあるということも前よく言われていたと思うんで、見直していただくことの方が私は必要なのかなというふうに思っております。今回、17名分を計上していると言う事ですね。わかりました。

それとあと地域包括支援センター、これ、今年度から増える、失礼しました次年度から増える、要するに今1ヶ所ですよ、市役所の中に、これがもう1ヶ所増えるというようなことを前、聞いていたように記憶があるんですが、これが増員の予算計上なんですか。

○委員長（上代和利委員長） 高山主査。

○高山育男高齢者支援課主査 地域包括支援センターが1ヶ所増えるかという質問で承ってよろしいでしょうか。

こちらに関しては令和6年度に委託すべくプロポーザルを行いました、こちらに関しては不調に終わっております。

令和7年度においてそのプロポーザルの予算はついておりません。8年度においてもその予定はございません。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 これ増員っていうのはどういう理由なんですか。包括支援センターを分けるという意味ではなくて、単純にヘルパーさんとかが足りないからっていうことでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 稲生副課長。

○稲生靖行高齢者支援課副課長 地域包括支援センターの運営事業の増額の費用につきましては、委託料としまして介護予防サービス計画費の委託料、こちらの方のケアプランの委託料ですね、要支援者の方も増えておりますので、こちらの方のプラン料が増加しております。そちらの方が大半の増額要因となっております。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 人員の増員はないということでいいですか。

○委員長（上代和利委員長） 高山主査。

○高山育男高齢者支援課主査 今、稲生副課長の方からお答え申し上げましたように歳出の部分での増要因としては委託料の増のご説明をさせていただきました。

人員の増に関しては触れておりません。

○委員長（上代和利委員長） いいですか。

他にございますか。森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。

5 ページの扶助費、老人福祉対策のはりきゅうマッサージ等給付金それと 8 ページの今お話が出ました長寿者祝金、この目的を教えてください。

○委員長（上代和利委員長） 内海班長。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 まず、はじめにありました 5 ページ目の方ははりきゅうマッサージの目的ということですが、いわゆる高齢者に対して、はりきゅう等により神経等のマッサージを行うことによって体がある程度動くようになる、痛みの緩和とかそういったもののいわゆる健康増進を目的としております。

8 ページ目の長寿者祝金につきましては、こちらについてはまず米寿にあたりましては米寿を祝うと同時に日常生活やお困り事があれば相談していただく形のお手紙、100歳については、いわゆる長寿になった際のお祝い金として支給している形となっております。

以上となります。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 はりきゅうマッサージについて効果ってのはどうだったんですか。

それと同じく長寿者祝金の効果というのは何があったんですか。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 昨年の決算特別委員会でも、効果について少し調べた方がいいんじゃないかということで卓上ですがやってみました。

はりきゅうマッサージを利用される方の介護予防として効果があるかということで、は

はりきゅうマッサージ利用対象者75歳以上の方なんですけど、75歳以上の方の市全体の介護保険利用率とはりきゅうマッサージ利用者の介護保険利用率を比較してみました。

市全体では介護保険利用率が26.2パーセント、はりきゅうマッサージ利用者は24.7パーセントなり1.5ポイントのはりきゅうマッサージの利用者の方が介護保険の利用が少なく、介護予防に繋がっている結果となりました。

長寿者祝金につきましては、先日もみずほ台の施設のところに行かさせていただいて、市長と伺って、そこで施設の皆さんとの、お手本になるよということで皆さんでお祝いしたような形なので、他の方にも長生きの見本となっていただければと思います。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 お気持ちですね。やっぱり今、例えば、財政健全化に向けたじゃなくて今は持続可能な財政運営に向けた取り組みの中でソフト事業の見直し、補助金、扶助費、イベント等々についてサービスの受益者が、ごく一部に限られてるものや費用対効果が認められないものについては廃止、休止を含めた見直しを図りますって書いてありますよ。

はりきゅうマッサージについては、私の義理の父なんかも対象ですけれども、私の義理の父なんかは人に体を触られるのが嫌なので、はりきゅうマッサージは要らないというふうな形があります、逆に、もし、これできっかけに、はりきゅうマッサージに行くことによって体が良くなった、以降は、もう自費で行ってくださいよっていうものだと思うんですよ、これ毎年多分ほぼ同じ人が、はりきゅうマッサージ使ってるだけですよ、県内で見てみたら、このはりきゅうマッサージにお金出してる市町村が30、出していない市町村が24です、これも去年ぐらいなんで、またこれは変更になってるかもしれません、なおかつ大網白里市は、昨年から金額を減らしましたがけれども、それでもやはり上位にランクされています、金額的に、なおかつこの祝金についても本当に政策目的がわかんないですよ、100歳、88歳、90歳はどうなの70歳はどうなの120歳はどうなの、結局、具体的な理由がわからない、説明多分できないと思うんですよ、こういった効果が定かでないものに税金を使うというのは、現状の大網白里市としてどうなのかというのは改めてこれを述べさせて

いただきたいと思います。

例えば100歳のときに例えばご自宅に伺って祝意を述べることそのものは、僕は素晴らしいことだと思います。今まで頑張っていたけりし、我々の先輩として頑張っていた、その祝意を述べるなり例えば記念品を贈るなりということはいいいんですが、お金を贈るってのはちょっとどうなんだろうと非常に私は疑問があります、例えばこれを例えば、お邪魔をして祝意を述べて、例えば感謝状を渡して、例えばフレイル予防のためにこういったものがありますよとか、ほかのことの案内をしたりですとか他の後世のものに誘導するとかいう話だったら効果はあると思うんですよ、お金を渡すってことはそこに必要かというとは必要ではないんじゃないかなと思います、なおかつ、これはある意味、年齢差別にも繋がってしまうのかなとも考えられます、県内で祝金実施してるところが10年前のデータですけれども実施してるところが34、実施してないところが21あります、ですので、そろそろ我々大網白里市の財政状況があまりよろしくない市は、こういったところに、おそらくこれは当初約1960年代ぐらいからこういった祝金ってのは始まったようすけれども、当時の平均寿命、男性が67.2歳、女性が72.34歳という時代でしたので、その中で100歳となったらものすごく、大変なことだったろうし、お祝いが、いわゆる祝意というのが強かったと思います、その頃はおそらく予算も余裕があった、現状このやはり政策目的のはっきりしないものにお金を出すということに対しては、改めて疑問があります、それであれば他の福祉政策のものにこのお金をまわしたほうがいいのではないかなと私は思っていますので、この件については以上述べさせていただきます。それともう1件、12ページのシルバー人材ですけれども、この中の高齢者等の雇用の安定等に対する法律等々ありますが、これはシルバー人材センターでこういった法律についてどのような活動をされているのでしょうか、全体としてシルバー人材センターとして、我々はぽっと思ひ浮かぶのは駅前の駐輪場の管理と草刈等の作業になると思うんですが、大体现状もやっぱりそんな感じの作業内容、活動内容なののでしょうか。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 主な就業内容といった、はじめに就業内容といたしまして、全

体で1,572、件数があるんですけど、一番多い順に一般作業として草取り、草刈の作業などで940名、続いて植木手入れ等で336名、続いて駐車場管理などで214名、一般事務等で82名となっております。

○委員長（上代和利委員長） 続き、内海班長お願いします。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 高齢者等の雇用の安定等に関する法律ということで、いわゆる国の方にはなるんですが、就労を希望する高齢者の雇用確保と環境の整備の促進を目的として定められたものとなっております。

そのため一般的には企業の方での定年の延長もそうですが、雇用の場所ということでシルバー人材センターにて、そういった地域の方たちが自分の技能を発揮する社会福祉施策にも繋がるような形で雇用しているような状況となっております。

このことから、国と市の方でシルバー人材センターの方に補助金を助成してその活動を支援している状況となっております。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 全般的に令和3年度からゆるりゆるりと毎年減ってるんですが、これは、参画者が少なくなっているということなんですかね。

○委員長（上代和利委員長） 内海班長。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 こちら令和3年からの減額についてなんですが、これちょっと市の財政状況もありまして財政課の方からこういった補助事業については、マイナス5パーセントずつの計上ということで現在まできている形です。

ただ今年については、財政課の方からいろいろ経常経費等が上がっているため補助金額については同額で構わない旨なので、ほぼ同じ金額を出していることとなっております。

○委員長（上代和利委員長） 深山課長。

○深山元博高齢者支援課長 会員数なんですけど3月31日現在で、令和7年が110名、令和6年の3月31日現在で117名、令和5年3月31日現在で121名という状況となっております。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 長寿者のお祝いに関して、88歳を迎えられた方に祝い文を送付すると、これはいつからやってるんですか。

○委員長（上代和利委員長） 内海班長。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 米寿のお祝い文については、令和4年度からとなっております。祝い文の発送ということでよろしいんですよね、令和4年度から祝い文のみで、その前は写真立てなどの記念品をお渡しする形になっております。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 令和4年から今のような形態にしたということではありますが、4年の前に私はね議長やったときに何回かこれ、お祝いに参加したことがあるんですね、当時は、白里の山中荘だとかごはんまえだとか、そういうところに88歳の米寿の元気な人ですよ、歩いてこれる、車でこれる、そういう方が市の呼びかけで集まって、そこでいろいろちょっとしたもの食べたりして、それで白里地区のことだから白里地区の人たちが昔からの歌を歌ったり踊りを踊ったり、88歳、米寿の元気な人とカラオケを歌ったり、そこには市長と議長なんかも参加してね、おめでとうございましてということで帰りになんだっけさっき言ったようなそういうものをお土産品として渡してたんですね、それが今度はお祝い品っていうか、おめでとうございましての一文の入った封筒が届くという、そういうふうに変わってきたんですね、これはおそらく財政事情が逼迫してきたその一環だと思うんですよ、別にそれがどうのこうのっていうわけじゃないけど、やはり、お年寄りね、やはり、その年齢に達するまではいろいろ大変なこともあってね、そしてちゃんと市にも税金払ってね、きてるんだから、お祝いをするんならやっぱり、それぐらいのことをして、するんならね、それぐらいのことは、やっぱりいかに財源がなくなってるね、そこまでやることはないんじゃないかなと思うんだよ、お年寄りは本当に喜んでるんだから、令和4年過ぎて5年だよ、5年のときに私の知り合いの88歳になったという人がやっぱり電話かかってきましてね、私も88歳になったから、そういう人たちと、みんな集まって楽しくやれるんだと思って喜んでたら封書が一通きておめでとうございまして、これで終わりだと、何な

んだっつってね、そういう電話もかかってきましたよ、財政逼迫の折ね、削減するのはね、それは、別に悪いことだとは言わないけれど、道の駅造ると南駅付近を開発しようという元気な町なんだから、そんなお年寄りにね、そんなことをすることもないと思いますよ。どう思いますか。

○委員長（上代和利委員長） 稲生副課長。

○稲生靖行高齢者支援課副課長 先ほどの白里地区でというお話がありましたが、そちらの方は社会福祉協議会の白里支部でふれあいの集いということですね、88歳の方をお迎えして事業を行っている形になっております、こちらの方はまだ継続されてるかと思えますので、白里支部でおこなってる事業という形になります。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 ではまだ市長も議長もいっているということですか。

○委員長（上代和利委員長） 稲生副課長。

○稲生靖行高齢者支援課副課長 お招きいただいている形の事業がございます。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 それならばいいですよ、了解しました。

あとね34ページ、12番の委託料を699万、社会福祉協議会への委託というこれは何ですか。

○委員長（上代和利委員長） 内海班長。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 こちらの方は、生活支援体制整備事業ということで、地域の活力を使って高齢者の方たちが地元地域でその後も安心して生活できるような形で支援体制を整備するという形になっております。

社会福祉協議会の方と市の方で協力しまして生活支援コーディネーターにて、例えばですが、高齢者が移動支援がなくなり買い物の支援をして欲しいということで、今市内でもいくつか行っておりますが、移動販売の設置とかちょこっとサロンみたいな形で有償ボランティアによる高齢者のお手伝いなどそういった活動をいろいろ行っております。

令和6年度においては、コスモス手帳など高齢者のお役立ち情報誌などの配布などは行

っております。以上となります。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 移動販売云々というお話出ましたけどね、確かにカスミとかやってますよ、
だけどあれは、別に本市が予算をつけてやらなくてもカスミが自分の商品を販売してるだ
けだから、それにまた上乗せしてそれなりの相当利益が上がってると思いますよ、家の前
だってよく来るからね、雨の日はうちの駐車場を貸してくださいよって来ますよ、貸して
やってますけど、だけどそういうのは何も市が補助してやるようなものじゃないでしょ
うと思いますよ。

○委員長（上代和利委員長） 内海班長。

○内海 淳高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 事業に対して、その移動販売自体を補助金
を出しておこなっているわけではなく社協に委託している関係上、社協のそちらで雇用さ
れてる方の人件費が主なものとなります、ですので先ほど移動販売については調整等は行
っておりますが、直接カスミに対して補助金を出しているものではない形となっております。

一応参考までにですが、令和7年度の委託料を690万に対して人件費が概ね580万ぐら
いみたいな形にはなっております。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 だからその人件費はどういうことで使われてるか、ちょっとこの記述だけ
じゃわからないよね、移動販売は違うというような話もをしてたけど、それと同じでこの
690万というのは、社協が何に使ってるのかわかんないですよ、人件費ですよという話だっ
たけど、どういふようなので人件費でこの690万という大金ですよ、社協が本来は社会福
祉協議会の範疇を超えてなんでも、今、指定管理も手出してね、いろいろやってるじゃな
いですか、あまりにもやりすぎるから社協の役員になりたいっていう人がだんだんだん
減ってきてるんだよ、私なんかも弥幾野区の区長を長くやってるから、それでもほら役
員を出しなさいだ、出しなさいっていう要請が来る、だけどねえ、それを補充するのは大
変なんだよね、もうやり手がいないから、もうね何でもやらされると、あれもやれ、これ

もやれ、子どもの見守りまでやってるんだよ、それは社協の範疇じゃないと思うけど、PTAだとか防犯組合なんかもやってるし、それから何だっけチョッキ着てまわって歩く、地区ごとのあの人たちだって朝晩やってるんだから、何も社協が子どもの見守りまでやることはないと思うけど、だけどそれだって人がいるわけでしょうよ、だからねだんだんだんだん社協の役員になりたがる人が少なくなって、それはだってね、何でもやらされるんだから、やらされる方は大変だから、何もそれでお金もらってるわけじゃないボランティアでやってんだから社協の人たちは、社協の本家本元はこういう補助金もらってるかもしれないけど、社協の一般の人たちは別にボランティアだから、よくそういうこともね考えてもらいたい、本当にね、もうこれでやめると言ってやめる、じゃあもうすぐ補充しろ補充しろとくる、その補充はなかなか今できないんですよ、やり手がないから、それでよければね待遇もいいし、雰囲気もいいし、でも年だからやめますというそういうことならね、後に続く人にね、いや社協やった方がいいよと、楽しいしね、いいこといっぱいあるからやってくださいよと言えるならいいよ、逆だから、大変だから、言うから、もうみんな腰が引けちゃって、いくら今度頼むよって言われて、我々は役だからやらないやしょうがないから、言ったってねなかなかその補充が追いつかない、だけど社協はもうね、あんたのところ为空いてんだから早く出しなさい出しなさいと来る、それが今の現実ですよ、何でもねこれやり過ぎなんだよ、社協は社協の範疇の仕事をしてればいいの、私はそう思いますよ、少しそういうことも市の方でも考えてくださいよ、市の事業も随分指定管理にやらしてるじゃないの、ああいうのはだって社協の仕事かね、よく考えていただきたいと思う。

以上です。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 先ほどの地域包括支援センターの件でちょっと伺ったときに、これ16ページの特筆すべき事業内容、3款ですね、地域支援事業についてはという、17ページですか、正確には17ページの3款、特筆すべき事業内容で地域ケアシステム推進に係る地域包括支援センターの職員の増員を見込みって書いてあったんで、これ増員するのかどうか、

それで聞いたんです。

○委員長（上代和利委員長） 稲生副課長。

○稲生靖行高齢者支援課副課長 先ほどお答えさせていただきましたのは、高齢者支援課で予算計上しております、地域包括支援センターの運営費としての費用をご説明させていただいております、議員がおっしゃるようになりますね、職員の増員っていうものについては総務課の費用で、こちらの方は強化するべきとして計上させていただいております。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 ということは増員するということですか、それともしないんですか。

（「あんまり適当に答えないで、ちゃんとしてからやれよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） 高山主査。

○高山育男高齢者支援課主査 先ほどの話の中で、地域包括支援センターを一つふやすかという話の質問の他に今の質問として職員をふやすのかというところ、ここをちょっと合わせてもう一度振り返って説明したいと思います。

地域包括支援センターに関しましては、生活圏域ごと2か所に2か所ずつ配置すると、そのうちの1か所を委託するというのもありました。

そこで職員の増員等を図りながら、おそらく、きめ細やかな高齢者福祉というのを目指すということが数年前にあったかと思います。

ただ、現状、専門職の確保であったり予算というものはなかなか厳しいところがございます、今2圏域に対して1包括支援センターで対応してございます。

職員に関しましては規定された数、おそらく下回っているかと思いますが、そういったところでは現状、規定値を確保すべく努力しなければいけないというところは確かにあると考えております。

答えになってないかもしれませんが、なかなかその確保ができないという状況になっております。以上です。

○委員長（上代和利委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員　ありがとうございました。

○委員長（上代和利委員長）　他によろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長）　それでは高齢者支援課の皆さんご苦労さまでした。

退席いただいて結構です。

（高齢者支援課退室）

○委員長（上代和利委員長）　それでは、高齢者支援課の新年度予算について内容の取りまとめを行いたいと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

（「委員長に任せます」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長）　一任ということでよろしくをお願いします。

以上で、高齢者支援課に関する付託議案の審査と新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

・議案第19号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○委員長（上代和利委員長）　最後に大網病院を入室させてください。

（国保大網病院入室）

○委員長（上代和利委員長）　大網病院の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託をされました議案第19号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

説明終了後に各委員から質問があった際は、必ず挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えをください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに、事務長から職員の紹介をしていただき、議案の説明を開始してください。

事務長。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） 職員の紹介をさせていただきます。

私の右手、副事務長の子安でございます。

○子安浩司国保大網病院副事務長 子安です。よろしくお願いいたします。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） 私の左手、管理班長の花澤でございます。

○花澤勇司国保大網病院主査兼管理班長 花澤です。よろしくお願いします。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） その隣、医事班長の松戸でございます。

○松戸武宣国保大網病院主査兼医事班長 松戸です。よろしくお願いします。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） 私、事務長の安川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて議案第19号の説明をさせていただきます。

件名は職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨、看護師等が一定回数以上の夜勤に従事した場合の特殊勤務手当の新設及び既存の特殊勤務手当の支給対象についての見直しを行おうとするものでございます。

改正の概要は二点ございます。一点目、夜勤回数超過手当の新設でございます。

支給対象は看護師、准看護師及び看護補助員としてございますが、大網病院の実態といたしましては対象となるのは看護師のみ、今後、仮に准看護師や看護補助員が夜勤をやるようになった場合はここに対象者として含まれてまいります。

その内容は、2交代制勤務における夜勤の回数が月5回以上となる場合に5回目以降の夜勤1回につき5,000円を加算するものでございます。

大網病院においては、概ね月に4回、これを標準としてシフトを組んでおります、しかしながら、看護職員の中で親の介護ですとか子育ての関係でなかなか夜勤が4回できない、0回もしくは1回という職員もおります。

そうすると必然的にそれをカバーする職員が5回、6回とやることになります。

その5回以上やっている職員の負担、その負担の軽減と士気の高揚を図るために今回

加算措置をしたいと考えております。

二点目が、放射線取扱作業手当及び検査作業手当の支給対象の見直しでございます。

この二つの手当については、主任技師及び技師に限って支給対象と定めておりましたが、他の医療技師に係る特殊勤務手当と同様に職種として診療放射線技師、検査技師で、実際にその作業に当たる職員については支給対象にしようということでございます。

この放射線技師と検査作業手当、主任と技師、二段階に現在のところは分けておったんですけれども、大網病院の実態として新規採用したとしても、学卒ではなくて大体10年ぐらい経験をして一人前になった方を採用しております。

3人ないし5人の少数精鋭でやっておりますので、本当に若手の方ですと育成に手が回らないということで中堅職員を採用しております。

その中堅職員を採用したとしても、採用時については技師という職名になります、新採の職員が学卒の職員が多い場合は、技師と主任のスキルがかなり違いますので金額を分ける必要があったかと思うんですけれども、大網病院の実態といたしまして今年採用した人と10年いる人でほぼスキルが同じであれば、主任と技師との差はなくなしようというのが本旨でございます。

以上が概要です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました議案について、ご質問等あればお願いをいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 この夜勤ということですが、厳密に何時から何時まで、何時間。

○委員長（上代和利委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） 4時半から翌日の9時、勤務時間としては15.5時間となっています。

○委員長（上代和利委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 それじゃ大変だね。本当ね。

言わんとするところはよくわかるから、私は了解しました。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（上代和利委員長） 続いてですね、新年度予算の概要についてお願いをいたします。

安川事務長。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） それでは令和8年度当初予算の概要につきましてご説明申し上げます。

大網病院は、地方公営企業法の財務規定のみ適用する一部適用企業で3条予算と4条予算で編成しております。

まず説明資料の1ページから3ページをご覧くださいと思います。

1ページ及び2ページが収益的収支の総括表でございます。

令和8年度の収支の差し引きといたしましては、71万7,000円の黒字予算としております。

また、3ページの資本的収支の総括表では2,910万円が不足する予算としており、この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金を充当いたします。

それでは内訳をご説明させていただきます。

最初に4ページでございます。入院収入につきまして、大網病院の病床数は、一般病床99床としております。

年間の延べ患者数を2万9,346人と見込み、これを一日あたりにしますと80人として予定しております。

次に、患者一人当たりの診療単価ですが、実績や薬価改定を考慮し205円減の4万7,443円を予定しており、先ほどの入院患者数とこの診療単価を掛けて合計5,313万6,000円増の13億9,228万4,000円を入院に係る診療収入として計上しております。

次に外来収入についてご説明申し上げます。外来では、一年間の延べ外来患者数を7万587人、一日あたりにしますと292.9人を予定しており、診療単価は実績等から患者一人当

たり 1 万 4,342 円とし合計 2,869 万 4,000 円増の 10 億 1,242 万 5,000 円を計上しております。

なお、令和 8 年 6 月施行の診療報酬の改定が予定されております。今現在、かなり大幅な増ということで報道はされておりますけれども、この詳細につきましては今月告示が発令をされます、その告示を待ちまして、6 月までに何をどう取り組むのか病院として精査をしてみたいです。従いましてこの当初予算の中には改定増につきましては含んでおりません。

また、その他医業収益といたしましては、個室の使用料、健康診断、人間ドック、文書料等について合計 11 万 5,000 円減の 2 億 1,490 万円を計上しております。

次に 5 ページの繰入金について、下段の表をご覧いただきたいと思います。

収益的収入では 3 億 6,252 万 1,000 円、後程ふれる資本金収入と合計しますと前年度と同額の 3 億 9,500 万円となっております。

以上、収益的収入については、前年度当初比で、総額 9,278 万 5,000 円増の 29 億 4,464 万 8,000 円を計上したところでございます。

続いて 6 ページから 9 ページの収益的支出についてご説明いたします。

最初に 6 ページ及び 7 ページの給与費についてご説明申し上げます。

当初予算の比較で正職員が 4 名減の 122 名、このうち 2 名は再任用の短時間勤務職員でございます。

そして非常勤医師 1 名増の 31 名、会計年度任用職員 1 名増の 49 名の人件費を計上し、特殊勤務手当などを含めて、合計 1,409 万 3,000 円増の 15 億 2,388 万 4,000 円を計上しております。

増額の要因につきましては、本年度の人勧に伴うものでございます。

次に 7 ページ下段の材料費ですが、薬品費については、実績等から 7,000 万円増の 6 億円とし、診療材料費も実績等から 800 万円減の 1 億 6,900 万円を計上しております。

次に 7 ページ及び 8 ページの経費ですが実績等を考慮し経費全体で 2,601 万 9,000 円増の 5 億 4,036 万 3,000 円を計上しております。

続いて減価償却費は、本年度は、器具除染用洗浄機や内視鏡システム等の更新を実施し

ましたが合計で475万2,000円減の9,132万6,000円を計上しております。

次に9ページの企業債に対する支払い利息は、141万1,000円減の127万7,000円となり利率の高い病院建設時の起債の償還が、令和7年度で完済となるため減額計上となったものでございます。

続いて看護師養成費につきまして、今現在この養成費の対象となっている学生が城西国際大学の生徒だけなんですけれども、この看護学部学生への奨学金に要するものでございます。

前年度と同額の3名分、360万円を計上しております。

新1年生もしくは新たな在校生の希望者、新年度において2名採用したいと考えております。

以上、収益的支出について、前年度当初比で総額9,508万円増の29億4,393万1,000円を計上したところです。

次に資本的収入支出についてご説明申し上げます。

まず10ページの収入についてです。市からの繰入金につきましては、1,752万1,000円減の3,247万9,000円、公営企業債1億6,320万円を計上しております。

これに対する支出が11ページになります。

施設整備費に1億5,400万円、備品購入費に960万4,000円、リース資産購入費に1,297万6,000円、企業債の元金償還金として、3,820万3,000円など総額8,541万8,000円増の2億2,478万3,000円を資本的支出として計上しております。

施設整備費につきましては、主にエアーハンドリングユニットの更新、このエアーハンドリングユニットというのを聞き慣れない機器だと思います。

天井の上の部分に空気を循環させるような機械だと考えてください、空気を外部から取り入れてポンプで圧送をかけて空気を外に出すと、それがハンドリングユニットと申します。

その更新が多額の費用がかかります。そのあとは、給食室の吸気設備の更新をいたします。

本年度、備品購入費につきましては特段大きなものはございません、主に検査課で使用する血液ガス分析装置などが該当いたします。

以上が令和８年度の病院事業会計予算案の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上代和利委員長） ただいま説明のありました新年度予算の概要についてご質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。資本的収支について、約2,900万ぐらいの不足の予算というふうにお考えだということで、先日、減資という形の方が定まったという流れの中で、その上で当初予算として例年に比べてちょっと少な目の市から予算が、これはどういう考えというかどういふ流れでこの金額になったんでしょうか、もうちょっと高くてもいいのかなって気がしなくもないですが。

○委員長（上代和利委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院参事（事務長事務取扱） 令和８年度につきましては、医療機器に関する費用があまりかからない年度となっております。ですのでマイナスになった、比較的低い予算になったというのはそれが特殊要因でございます。何か特別に削除したということではございません。

○委員長（上代和利委員長） 森委員。

○森 建二委員 前回のいろいろと会計上のごたごたがありましたけれども、そのあたりを改めてきっちりしていただいて、本当は、引き続きそういった抜けのないようよろしくお願いいたします。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは大網病院の皆様、ご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

(国保大網病院退室)

○委員長（上代和利委員長） それでは、大網病院の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はございますか。

(「お任せします」と呼ぶ者あり)

○委員長（上代和利委員長） 以上で、大網病院に関する付託議案の審査と新年度予算に係る概要聴取を終了といたします。

○委員長（上代和利委員長） これより各議案の取りまとめを行いたいと思います。

まず、はじめに、議案第19号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（上代和利委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（上代和利委員長） 賛成総員。

よって議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第21号、大網白里市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（上代和利委員長） それでは、議案第21号について、原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（上代和利委員長） 賛成総員。

よって議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

次に議案第24号、大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私からはですねこれ基本的には反対させていただきます、というのはですね、やはり本来であれば介護保険料が下がる第1号保険者がいらっしゃるというのは事実だし、今大変物価高騰だとか生活が苦しい中で生活して、特に高齢者の方も、生活してらっしゃるんです、そういう方たちに対してですね、やはりもっと手厚くするべきであって、実際下がるべきものを下げないというのは、どうしても納得できないということで反対とします。

○委員長（上代和利委員長） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは議案第24号について、原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（上代和利委員長） 賛成多数。

よって議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第26号、大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは議案第26号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（上代和利委員長） 賛成多数。

よって議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第27号、大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（上代和利委員長） それでは議案第27号について、原案のとおり決することに賛

成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（上代和利委員長） 賛成多数。

よって議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第28号、大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（上代和利委員長） それでは議案第28号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（上代和利委員長） 賛成多数。

よって議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第29号、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（上代和利委員長） それでは議案第29号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（上代和利委員長） 賛成多数。

よって議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

最後に議案第30号、大網白里市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（上代和利委員長） それでは議案第30号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(上代和利委員長) 賛成多数。

よって議案第30号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託をされました議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(上代和利委員長) 次にその他についてですが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上代和利委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(齊藤完育副委員長) 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れ様でございました。

(午後4時00分)